資料4

建築・都市整備・道路委員会 3 和 6 年 1 2 月 1 6 日 『 市 整 備 局

誰もが移動しやすい身近な 地域交通の確保について

〜地域の総合的な移動サービスの確保で 出かけたくなるまちづくり〜

明日をひらく都市OPEN×PIONEER

○ 地域交通とは

市民生活における買い物や通勤・通学、通院等、自宅周辺や駅などの日常生活圏を移動するための交通

【地域交通の例】

路線バス

交通事業者による運行



旭区 四季めぐり号



戸塚区 こすずめ号



青葉区 あおばGO! (実証運行中)

交通事業者以外による運行



磯子区 地域貢献送迎バス (スーパーの送迎車両)



緑区 ボランティアバス



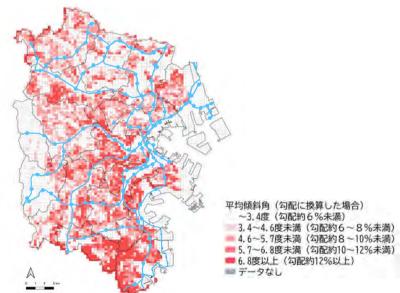
戸塚区 地域貢献送迎バス (福祉施設送迎車両)

- 1 市民の移動実態と課題
- 2 現在の地域交通サポート事業の課題
- 3 市内で実施している実証実験の状況
- 4 地域の総合的な移動サービス
- 5 横浜市地域公共交通計画の策定
- 6 財源確保に向けた取組
- 7 今後の予定

(1) 横浜における地域交通(バス)の重要性

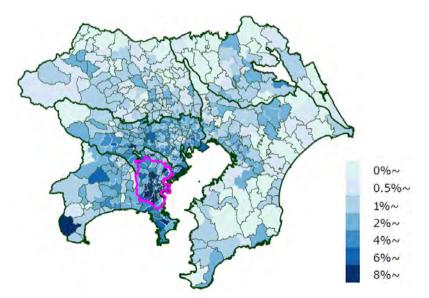
明日をひらく都市 OPEN × PIONEER YOKOHAMA

- ▶ 本市は移動手段として地域交通(バス)の依存度が高い
- ■地形が急峻で、郊外部では鉄道の密度が低い



資料:「国土数値情報(標高・傾斜度5次メッシュデータ)」(国土交通省)
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksi/gml/datalist/KsiTmplt-G04-d.html)より作成

■他都市よりも移動におけるバスの分担率が高い



資料:代表交通手段におけるバスの分担率分布 (2018年東京都市圏パーソントリップ調査)

(2)公共交通圏域の状況

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

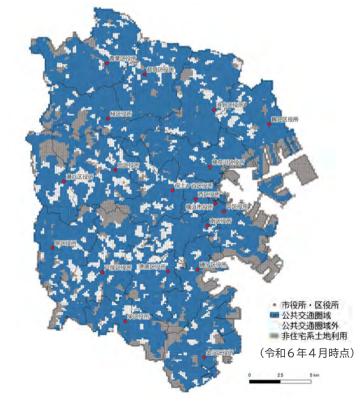
■公共交通圏域図(125mメッシュ)

▶ 市域の大部分で公共交通へのアクセスが確保 されているが、市内各地に駅やバス停から離 れたエリアが生じている

<公共交通圏域の算出条件>

道路距離で鉄道駅800m、バス停300mの いずれかに含まれている地域

- ・勾配に応じて800m、300mの距離を短縮補正
- ・勾配が12%を超える道路はアクセス経路とみなさない



明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

- (3) 地域交通の充実に対する市民のニーズ
- 身近な移動サービスの充実を求める市民の声は多い。
 - ■市民意識調査:今後の横浜に望むこと



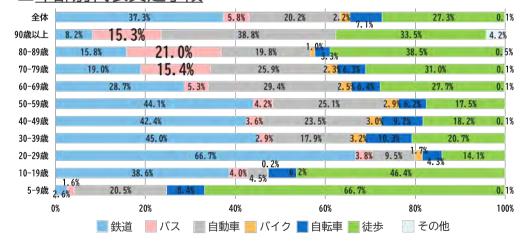
資料:令和5年度市民意識調査(令和5年7月)

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

(4)年齢別の交通手段・交通事故の状況

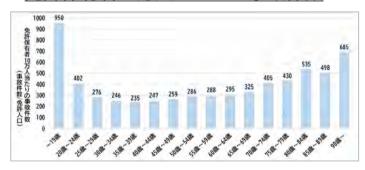
- ▶ 70歳以上の方々は移動の際に地域交通(バス)を使う割合が高くなっている
- ▶ 免許保有者の交通事故件数は、40歳以降増加し、70歳を境にさらに増加

■年齢別代表交通手段



資料:平成30年度東京都市圏パーソントリップ調査より作成

■免許保有者10万人あたりの事故件数



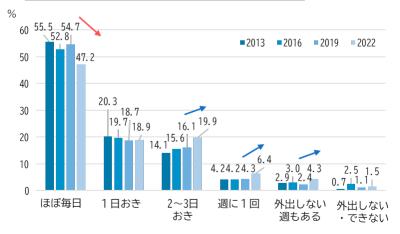
資料:令和4年4月免許保有データ(神奈川県警運転免許センター) 及び横浜市事故統計(令和4年(2022年))より作成

(5) 高齢者の外出傾向

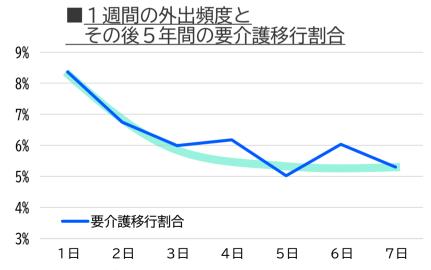
明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

▶ <u>コロナ禍を経て高齢者の外出頻度が以前よりも低下しており、フレイルリスクが高まり、今後要介護者がこれまで以上に増える恐れがある</u>

■平日日中の外出頻度(65歳以上)



資料:令和4年高齢者実態調査

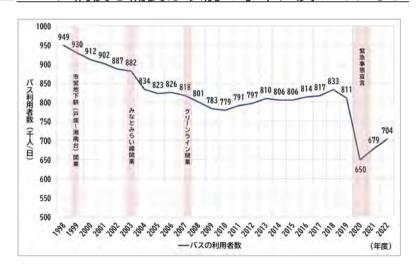


※ウォーキングポイントのデータにより、2019年4月1日時点で70歳以上かつ2019年2月に一日平均6,000歩以上歩いている市民について分析

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

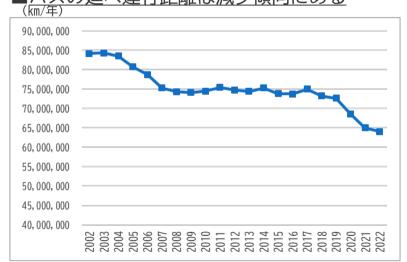
(6) 地域交通を取り巻く状況

- 需要減少、運転士不足、燃料費高騰など地域交通を取り巻く環境は 危機的状況
- ■コロナ禍後も需要は以前の水準に戻っていない



資料:市内路線バス乗車人員(横浜市統計書)

■バスの延べ運行距離は減少傾向にある



資料:市内路線バス年間走行キロ(横浜市統計書)

2 現在の地域交通サポート事業の課題

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

(1) 採算性の確保

- 「地域交通サポート事業」により地域の主体的な取組を支援
- ▶ 経費が上昇する中、利用者は多いものの採算が確保できず本格運行に至らない ケースが多く、独立採算型の取組は限界を迎えつつある

<事業の概要>

• 地域交通の導入に向けた地域の主体的な取組み に対して様々な支援を実施

例:実証運行時の運行経費

本格運行時の車両費等

• 市内17地区で本格運行実施中

<実現に向けた基本的な考え>

- 1 安全・安心な運行
- 2 地域の盛り上がり
- 3 行政からの財政支援に頼らない自立した運行

課題1:多くの利用者がいるにも関わらず、<u>わずかに</u> 目標に達しないため、本格運行に至っていない



2 現在の地域交通サポート事業の課題

明日をひらく都市 OPEN × PIONEER YOKOHAMA

(2) 地域住民の負担

担い手不足のため地域発意に至らず活動に取り組めない、運行までに時間を要す、路線により敬老パスが利用できない等の課題がある。

課題2:地域の主体的な取組を前提とした制度であり、 運行までに時間を要している 導入検討期間(2~4年) 事前相談 運行 交通事業者 需要予測 地域主体の 移動実態 運行 地域発意 による実施 運行計画検討 アンケート 調査 可否判断

課題3:路線により敬老パス利用可否が異なる 玉川学園台地区 青砥・北八朔地区 山下地区 武蔵中山台地区 都田地区 四季美台・今川町地区 (四季めぐり号) 凡例 mail. 使用可能 境木地区 使用不可 山王台・レインボー地区 下和泉地区 ボランティア等 による運行 日野ヶ丘地区 磯子台団地地区 小雀地区 釜利谷地区 片吹地区 (こすずめ号) 図:地域交通サポート事業に おける敬老パス適用状況 高舟台地区 六浦地区

3 市内で実施している実証実験の状況

明日をひらく都市 OPEN × PIONEER YOKOHAMA

▶ 予めルートやダイヤを定める路線定期型のほか、デマンド型やタクシー相乗りなど様々なタイプの実証実験を行い、有用性や課題を確認

①路線定期運行

<サービスの特徴>

運行形態:決められたルートとダイヤで運行。

主に、バス車両、ワゴン型車両で運行。





旭区 四季めぐり号

<これまでの取組より>

- 通常の路線バスと同様に運行ルートやダイヤが決められており、利用しやすい。
- ルートやダイヤが固定されるため、それらが利用者の ニーズに合致したものとなるよう、事前の調査や話し 合いが重要。

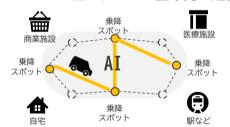
②デマンド型運行 (R4.5年度実証実験実施)

<サービスの特徴>

運行形態:決められたルートやダイヤは無く、

予約に応じて乗降ポイント間を運行。

主に、ワゴン型車両で運行。





青葉区 あおばGO!

<実験結果から> (青葉区東部地区)

あおばGO?

- 予約・配車システムの費用が必要。
- 広域の点在需要を効率的にカバーし、路線定期運行より少ない台数で運行することも可能。
- デマンドシステムの導入により運行台数が削減できるなど、 費用が「デマンド < 路線定期運行」となる場合に有用。

市内で実施している実証実験の状況

明日をひらく都市 OPEN X PIONEER YOKOHAMA

③地域の輸送資源活用 (R5年度実証実験実施)

<サービスの特徴>

運行形態:ボランティアや法人・企業等が無償で運行 (燃料費等の実費は徴収可能)。 施設の保有する車両による運行。





戸塚区 なごみ号

<実験結果から>(戸塚区南西部)

- 需要の小さい地区で有効な移動サービス
- 運転ボランティアなどの担い手の確保や高齢化が課題。
- 地域交通サポート事業で既に制度化しているが、企業等 の参入意欲や持続可能性をより高める取組が必要。

④タクシー相乗り (R4.5年度実証実験実施)

<サービスの特徴>

運行形態:通常営業のタクシーを、予約に応じて 配車し、利用者は相乗り乗車。 乗用タクシーによる運行。



旭区 タクシー相乗り

<実験結果から> (旭区本宿・川島町西地区) あい ぬのり



- 相乗りの抵抗感が強く、乗客が1人の便が多くあり、効 率性が低い。
- 運転手不足が深刻な中で、通常のタクシー業務が繁忙で、 事業者の協力を得にくい。
- 運行時間に確実に配車するためには、運行前の時間も含 めて車を借り上げる必要があり、コストが高い。

3 市内で実施している実証実験の状況

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

> 実証実験では、自家用車から地域交通への転換や、生活満足度の向上を確認

<あおばGO!実証運行(青葉区)> ■買い物時の交通手段の変化 ⇒あおばGO!の運行に伴い、自家用車の利用割合が減少 <運行後> あおばGO! 13% あおばGO! <運行前> _26% 40% .37% 自家用車 14% 実験概要 バス · R5. 9~R6. 3 タクシー ・民間企業との共創による ほとんど行かない ・全く行かない 家族・知人等の送迎 デマンド型運行 自家用車 ・利用実績 148人/日(R6.3) あおばGO! 白転車 (あおばGO!公式LINE登録者に対するアンケート調査結果より

<ひがまた号実証運行(戸塚区)> ■生活に対する満足度 ⇒約8割の方が 『向上』『やや向上』と回答 向上 (4) (5) 19.0% 23.8% 実験概要 · R6. 1~R6. 6 やや向上 (12)・地域の輸送資源 n=23 57.1% ※未記入を除く (福祉施設重両)の活用 ()内は回答数 ・利用実績 8人/日(R6.6) 実証実験中は「なごみ号」の名称で運行

(利用者に対するアンケート調査結果より)

※ R6.7より本格運行に移行

明日をひらく都市 OPEN × PIONEER YOKOHAMA

▶ 市民の誰もが移動しやすい環境の整備と、危機的状況にある地域交通の維持・ 充実を図るため、重層的に施策を展開し、地域の総合的な移動サービスを実現

(1)地域交通を 増やす

地域交通の導入

: ①地域交通サポート事業に代わる新制度創設 (プッシュ型支援、運行経費の補助)

(2)地域交通を 積極的に **使**う 公共交通利用

: ①出前授業などによるモビリティマネジメントの推進 : ②子育て世代の移動支援

• 外出促進

: ③高齢者の移動支援

: ④キャッシュレス決済の導入促進

交通DX·GX

: ①自動運転実装への支援

: ②環境配慮型車両の導入補助

・共創の推進

: ③持続性向上に向けた企業との連携促進

(3)地域交通を 守る

バスネットワーク の維持

:①連節バスの導入等に向けた環境整備

:②生活交通バス路線維持制度による補助

: ③運転士確保に向けた住宅手当補助制度創設

明日をひらく都市 OPEN X PIONEER YOKOHAMA

市民の誰もが移動しやすい環境の整備と、危機的状況にある地域交通の維持・ 充実を図るため、重層的に施策を展開し、地域の総合的な移動サービスを実現

(1)地域交通を 増やす

地域交通の導入

:①地域交通サポート事業に代わる新制度創設 (プッシュ型支援、運行経費の補助)

(2)地域交通を

積極的に 使う

公共交通利用

• 外出促進

: ①出前授業などによるモビリティマネジメントの推進 : ②子育て世代の移動支援

: ③高齢者の移動支援

: ④キャッシュレス決済の導入促進

交通DX·GX

: ①自動運転実装への支援

: ②環境配慮型車両の導入補助

・ 共創の推進

: ③持続性向上に向けた企業との連携促進

(3)地域交通を 守る

の維持

バスネットワーク:①連節バスの導入等に向けた環境整備

: ②生活交通バス路線維持制度による補助

: ③運転士確保に向けた住宅手当補助制度創設

明日をひらく都市

- (1) 地域交通を増やす〜地域交通の導入 ①地域交通サポート事業に代わる新制度創設
 - ▶ <u>地域交通の導入や持続性を高めるため</u>、これまでの取組における課題や 実証実験の結果を踏まえ、<u>新制度を創設</u>

Point I:プッシュ型の支援

移動課題はあるが地域での発意に至らないこと、運行までに時間を要している状況を踏まえ、<u>移動ニーズの掘り起こし、実証運行開始までの期間短縮を図るため、地域への</u>意向確認や運行計画の提案等のプッシュ型の支援を行います。

Point Ⅱ:支援内容の拡充

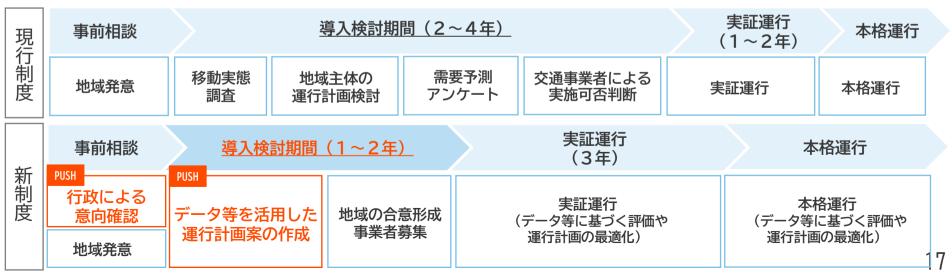
一定の利用があり導入効果は高いものの、採算が合わず本格運行に至らない等の状況を <u>踏まえ</u>、地域交通の導入促進と持続性向上を図るため、要件を満たす場合には本格運行 時の運行経費に対して支援を行うなど、支援内容を拡充します。

明日をひらく都市

(1) 地域交通を増やす~地域交通の導入~ ①地域交通サポート事業に代わる新制度創設

Point I:プッシュ型の支援

- ▶ データ分析により抽出した公共交通圏域外の地域に対して市から取組意向を 確認するなど導入を促進
- ▶ 検討に係る時間の短縮に向け、データ等を活用した運行計画案を作成し、市 が積極的に提案



明日をひらく都市OPEN×PIONEER

(1) 地域交通を増やす~地域交通の導入~ ①地域交通サポート事業に代わる新制度創設

Point Ⅱ:支援内容の拡充

▶ 実証実験の結果を踏まえ、<u>導入するサービスは、交通事業者による運行を想定する「路線定期運行」「デマンド型運行」に加え、「地域の輸送資源」も幅広く活用し、多くの地域での運行を目指す</u>

<サービスの種類>

交通事業者によるサービス

①路線定期運行(基本サービス)

ルートとダイヤを設定して 運行(路線バスと同じ運行形態)



旭区 四季めぐり号

②デマンド型運行 NEW

• 乗降場所を決めて予約 に応じて運行



交通事業者以外によるサービス

- ③地域の輸送資源活用 (ボランティアバス ・送迎車両活用)
 - 福祉施設等の車両を活用 して運行

明日をひらく都市

- (1) 地域交通を増やす~地域交通の導入~ ①地域交通サポート事業に代わる新制度創設
 - 公共交通圏域外では、採算は厳しいものの導入効果が高い路線は運行が 実現できるよう、運行経費等の一部を補助

<主な補助内容> ①路線定期運行、②デマンド型運行

| 運行状況 | これまでの支援内容(①のみ) | 新たな支援内容(①、②) |
|------|--------------------------|---|
| 実証運行 | ・バス停設置等環境整備費 ・運行経費 など | ・バス停設置等環境整備費 ・運行経費 など |
| 本格運行 | ・車両費等の初期費用など | ・車両費等の初期費用 ・運行経費 経費の50%以下 かつ 上限 600万円/年 ・システム費(デマンド型運行) 上限 520万円/年 |

- ①実証運行期間を現行の 2年間から3年間に延長
- ②通年で継続的に実証運行できるよう調整
- ③目標収支率を設定し、2年連続 未達の場合は実証運行を中止し、 再検討を行う

目標収支率: 1年目) 25%

2年目) 35%

3年目)50%

- ※1 実証運行期間中の経費は全て補助対象
- ※2 デマンド型運行については、路線定期運行よりも費用が低減される場合に限る
- ※3 公共交通圏域内で完結する路線を導入する場合、本格運行の運行経費、システム費の支援はしない(これまでと同様)

明日をひらく都市

- (1) 地域交通を増やす~地域交通の導入~ ①地域交通サポート事業に代わる新制度創設
 - <u>ボランティアバスや送迎車両など、地域の輸送資源を活用した取組に</u>
 対しても支援を拡充

<主な補助内容> ③地域の輸送資源活用

| 運行状況 | これまでの支援内容 | >> | 新たな支援内容 |
|--------------|---|-----------------|---|
| 実証運行 本格運行 | ・車両費等の初期費用 (ボランティアバス) ・車検費用、自動車税 など | | ・車両費等の初期費用 ・車検費用、自動車税 ・<u>車両修繕費</u> 上限 15万円/年 ・ボランティアへの謝礼 1,000円/便 |

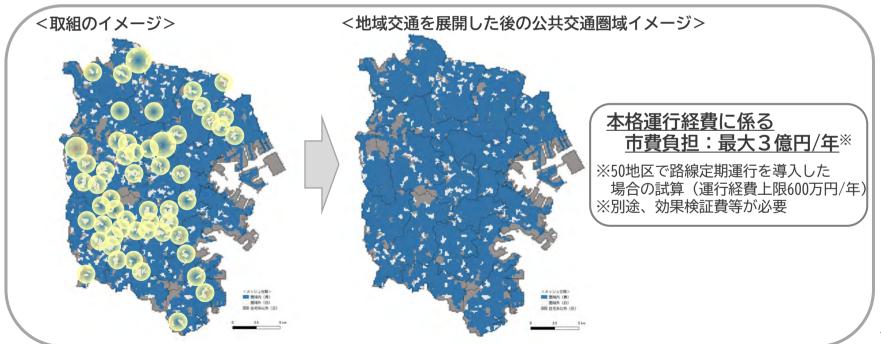
- ※1 公共交通圏域内外を問わず市内全域を対象
- ※2 最低運行本数を設定(20往復/月以上)







- (1) 地域交通を増やす~地域交通の導入~ ①地域交通サポート事業に代わる新制度創設
 - ▶ 4年間で、公共交通圏域外半減を目指す (面積が大きい圏域外から優先的に50地区程度で取組を進める)



明日をひらく都市 OPEN X PIONEER YOKOHAMA

市民の誰もが移動しやすい環境の整備と、危機的状況にある地域交通の維持・ 充実を図るため、重層的に施策を展開し、地域の総合的な移動サービスを実現

(1)地域交通を 増やす

地域交通の導入

: ①地域交通サポート事業に代わる新制度創設 (プッシュ型支援、運行経費の補助)

(2)地域交通を 積極的に 使う 公共交通利用

・外出促進

: ①出前授業などによるモビリティマネジメントの推進 : ②子育て世代の移動支援

: ③高齢者の移動支援

: ④キャッシュレス決済の導入促進

交通DX・GX

: ①自動運転実装への支援

: ②環境配慮型車両の導入補助

・共創の推進

: ③持続性向上に向けた企業との連携促進

(3)地域交通を 守る

の維持

バスネットワーク:①連節バスの導入等に向けた環境整備

: ②生活交通バス路線維持制度による補助

: ③運転士確保に向けた住宅手当補助制度創設

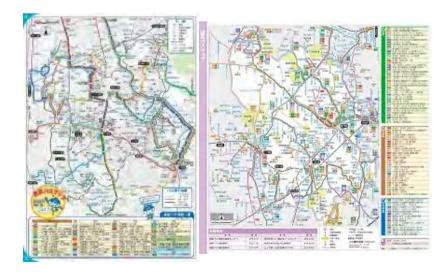
明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

- (2) 地域交通を積極的に使う〜公共交通利用・外出促進〜 ①出前授業などによるモビリティマネジメントの推進
- 小学校への出前授業や区別のバスマップ作成・配布など、公共交通の利用を 促していくための各種啓発活動を実施

< 小学校への出前授業による 公共交通機関の利用啓発>



<区別バスマップの作成・配布>



明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

- (2) 地域交通を積極的に使う〜公共交通利用・外出促進〜②子育て世代の移動支援
 - ▶ 子育てを支援する公共交通サービスの普及・啓発など、子育で世代の様々な 移動ニーズに応える取組を支援

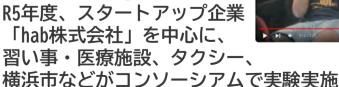
<取組事例:子育てタクシー※1>

- ■市内認定事業者: 7社/約60社
- ■配車可能エリア : **11区**
- ■実績・成果

R3~5年の3か年で、 新規利用登録者が年々増えており、 約5,000人増えている状況



子育て家庭の時間貧困の 解消に向けて、 「送迎」の負担軽減 は、 ニーズの高い支援策の一つ





※1:こども青少年局 ※2:経済局・こども青少年局・都市整備局

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

- (2) 地域交通を積極的に使う~公共交通利用・外出促進~
 - ③高齢者の移動支援
- ▶ 運転免許証返納後の外出促進のきっかけとなるよう、また交通事故が多くなる 高齢ドライバーの免許返納を促進するため、<u>運転免許証を返納された方(75歳</u> 以上)の敬老パス負担金を3年間無料とし、公共交通を使った移動を支援

<タクシー会社等が運行する地域交通への適用^{※1}>

実施時期:令和7年10月~

適用対象例:



旭区四季めぐり号

・運行事業者:

ヒノデ第一交通㈱

・運賃300円



戸塚区こすずめ号

・運行事業者: ㈱共同

運賃400円

適用方法:タクシー事業者等が運行する路線の運賃は、路線バスより高い傾向に

あり、運行経費も補助するため

敬老パス提示により半額程度の割引運賃で乗車

※敬老パスに加えて適用する福祉パス・特別乗車券は無料

<運転免許返納者※2>

実施時期:令和7年10月~

対象者:75歳以上の運転免許証返納者の

うち希望者

(返納日:令和7年4月以降)

負担金:3年間無料

※1:健康福祉局(敬老パス・福祉パス)、こども青少年局(特別乗車券) ※2:健康福祉局

明日をひらく都市 OPEN X PIONEER YOKOHAMA

- (2) 地域交通を積極的に使う~公共交通利用・外出促進~ ④キャッシュレス決済の導入促進
- ➤ QRコードやクレジットカードを用いたタッチ決済など多様な支払い手法の導入 を図り、利便性の向上を推進

<クレジットカードタッチ決済導入の取組※>

対応カード:VISA、JCB 等

対応系統 : BAYSIDE BLUE、

あかいくつ 等



(QRコード決済の実証実験をR6.11からBAYSIDE BLUEで実施中)



明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

- (2) 地域交通を積極的に使う~<u>交通DX・GX・共創の推進</u>~ ①自動運転実装への支援 ②環境配慮型車両の導入補助
- 持続可能な地域交通としていくため、自動運転の実装へ向けた取組や脱炭素への取組を推進

<自動運転実装への支援>

事業者と連携した取組事例





大型バス自動運転の実証実験(2019年~) 相鉄バス㈱

自動運転の実証実験(2017年~) 日産自動車㈱

<環境配慮型車両の導入補助※>

補助制度の概要

・ FCバス導入補助

補助額 500万円/台

EVバス導入補助(R6新設)

補助額 200万円/台

・ EVバス用充電設備設置補助(R6新設)

補助額 50万円/基

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

- (2) 地域交通を積極的に使う~交通DX・GX・共創の推進~ ③持続性向上に向けた企業との連携促進
- ▶ 地域や施設との連携による利用促進や魅力向上、技術開発による更なる利便性 の向上など、民間企業との連携・共創による取組を推進



明日をひらく都市 OPEN X PIONEER YOKOHAMA

市民の誰もが移動しやすい環境の整備と、危機的状況にある地域交通の維持・ 充実を図るため、重層的に施策を展開し、地域の総合的な移動サービスを実現

(1)地域交通を 増やす

地域交通の導入

: ①地域交通サポート事業に代わる新制度創設 (プッシュ型支援、運行経費の補助)

(2)地域交通を

積極的に 使う

公共交通利用

• 外出促進

: ①出前授業などによるモビリティマネジメントの推進 : ②子育て世代の移動支援

: ③高齢者の移動支援

: ④キャッシュレス決済の導入促進

交通DX·GX

の維持

:①自動運転実装への支援

: ②環境配慮型車両の導入補助

・ 共創の推進

: ③持続性向上に向けた企業との連携促進

(3)地域交通を 守る

バスネットワーク

: ①連節バスの導入等に向けた環境整備

: ②生活交通バス路線維持制度による補助

: ③運転士確保に向けた住宅手当補助制度創設

明日をひらく都市

- (3) 地域交通を守る ~バスネットワークの維持~
 - ①連節バスの導入等に向けた環境整備、②生活交通バス路線維持制度による補助
- ▶ 連節バス導入の他地区展開など、バス路線の効率化を推進
- ▶ 「生活交通バス路線維持制度」により重要なバス路線を維持

<連節バス導入に必要な走行環境整備>

「連節バスの運行」に向けて…

- ・バスベイの整備
- ・交差点改良

などを実施



青葉区 (東急バス㈱提供)



戸塚区 (神奈川中央交通㈱提供)

<生活交通バス路線維持制度>

(制度の要件)

- ・実走行1km当りの乗客が5人以上
- ・路線廃止により、公共交通圏域外の 地域が生じ市民生活に大きな影響を生じる など

乗車人数が増えることで、運転士不足により便数が減少しても、これまでと同等 の輸送力を確保することが可能

明日をひらく都市 OPEN X PIONEER

- (3) 地域交通を守る ~バスネットワークの維持~
 - ③運転士確保に向けた住宅手当補助制度創設
 - **運転士不足への対応策**として、働きやすい環境づくりを目指し、 民間バス事業者の運転士を対象とした、住宅手当補助制度を創設
 - ➤ イベント開催など、人材確保に向けた広報・PRなども展開

<バス運転士確保に関する支援>

住宅手当補助制度の創設

入社5年目までの運転士を対象に 家賃の一部を補助

最大3万円/月・人 補助額

補助期間 最長5年間

5年間で約250名の人材確保を目標とし、 運転士不足に歯止めをかける

市費負担:約0.9億/年

人材確保イベントの開催

運転士採用説明会の実施

日程:令和6年9月8日(日) 場所:横浜市役所アトリウム

主催:神奈川県バス協会 共催:横浜市都市整備局





運転十のキャリアイメージアップ

運転士PR動画の作成や横浜駅等の デジタルサイネージによる広報

14ページの再掲

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

▶ 市民の誰もが移動しやすい環境の整備と、危機的状況にある地域交通の維持・ 充実を図るため、重層的に施策を展開し、地域の総合的な移動サービスを実現

(1)地域交通を 増やす

地域交通の導入

: ①地域交通サポート事業に代わる新制度創設 (プッシュ型支援、運行経費の補助)

(2)地域交通を 積極的に **使**う 公共交通利用

: ①出前授業などによるモビリティマネジメントの推進 : ②子育て世代の移動支援

• 外出促進

: ③高齢者の移動支援

: ④キャッシュレス決済の導入促進

交通DX·GX

: ①自動運転実装への支援

: ②環境配慮型車両の導入補助

・共創の推進

: ③持続性向上に向けた企業との連携促進

(3)地域交通を 守る

バスネットワーク の維持 : ①連節バスの導入等に向けた環境整備

:②生活交通バス路線維持制度による補助

: ③運転士確保に向けた住宅手当補助制度創設

5 横浜市地域公共交通計画の策定

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

(1) 横浜市地域公共交通計画について

① 計画の位置づけ

- <u>地域交通法※)において作成が努力義務として定められている計画</u>
- 地域交通の取組を推進するための今後5年間のアクションプランとして 位置づけ ※)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

② 策定の狙い・目的

- ・ 地域の総合的な移動サービスの各施策を体系的に整理し推進
- ・ <u>施策の評価・検証を行い、PDCAサイクルによる改善を図るために活用</u>
- 国庫補助の導入(共創による自動運転の実証事業等)

<u>③ 推進体制</u>

・ <u>学識経験者・市民・事業者等で構成される地域公共交通活性化協議会で</u> <u>計画推進と施策評価を行う</u>

(2) 素案概要

1 目指す将来像

<u>地域・事業者・行政の連携により市域全体で地域公共交通を充実させ、</u> 誰もがいきいきと安心して暮らせる街を実現する

2 計画の体系

| 基本方針 | 施策 | 取組(5年間) |
|-----------|---------------|---|
| <u>守る</u> | バスネットワーク維持 | バス路線の再編・効率化、生活交通バス路線の維持、 運転士確保策の推進 等 |
| 増やす | 地域交通の導入 | 新たな制度構築による地域に適した交通サービスの提供 |
| <u>使う</u> | 利用促進・外出促進 | モビリティマネジメントの推進 あらゆる世代の外出促進(子育て世代や高齢者等) 等 |
| | 交通DX・GX・共創の推進 | EV車両や自動運転など新技術の活用、共創の推進等 |

5 横浜市地域公共交通計画の策定

(2) 素案概要

明日をひらく都市 OPEN × PIONEER YOKOHAMA

3 目標と効果検証

評価指標と目標を定め、5年間の成果を総合的に効果検証し、施策の改善につなげる

① 評価指標・目標値(一例)

| 評価指標 | 目標値 | | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| 新たな支援地区数 | 目標:50地区程度 | | |
| バス運転士数の充足率 | 目標:100% ※バス路線の維持に必要な定員の確保 | | |
| マイカーから地域交通への 利用転換 (公共交通分担率の変化) | 現状:50.2% 目標:増加 ※パーソントリップ調査R11年度報告見込み | | |

② 効果を測定する項目

・外出促進 ・Co2削減

- ・健康増進
- ・地域交流の創出
- ・交通事故減少

<影響を与える分野のイメージ>



(近畿運輸局「地域公共交通 赤字=廃止でいいの?」より)

6 財源確保に向けた取組

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

- ▶ 現在、協賛金等を獲得している事例を参考に、今後、地域交通を導入する地区で も、施策効果のPR等により、<u>協賛金など運賃外収入の積極的な獲得に取り組む</u>
- ▶ また、企業版ふるさと納税の活用や国庫補助など、その他の財源確保策について も検討を進める

◆協賛金の獲得事例

戸塚区こすずめ号 ⇒ 周辺企業等からの協賛金(188万円・令和5年度) 緑区山下地区ささえあいバス ⇒ 周辺企業からの協賛金(20万円・令和5年度)

◆企業版ふるさと納税の活用

令和7年度予算より、企業版ふるさと納税の活用による運行経費の一部負担を 検討します。

◆国庫補助の活用検討

活用可能な補助金の導入を図ります。 また、地域公共交通計画の策定により、新たな補助金の獲得が可能となるため、 活用を検討します。

※令和6年度は共創モデル実証運行事業補助を活用



<スケジュール(案)>

| | 地域の総合的な移動サービス | 横浜市地域公共交通計画 |
|--------------|---------------------------------|---|
| | 【第4回市会定例会】 ・施策の全体像報告 | 【第4回市会定例会 <u>】</u> ・ <u>素案</u> (委員会報告・公表) |
| 令和6年度 | | 【R6年12月~R7年1月】 ・ <u>市民意見募集</u> |
| | 【第1回市会定例会】 ・ <u>予算審議</u> ・議決 | 【第1回市会定例会】 ・ <u>原案</u> (委員会報告・公表) |
| <u>令和7年度</u> | ・ <u>施策の展開</u> | ・策定・運用開始 |

参考)地域公共交通活性化協議会委員名簿

明日をひらく都市 OPEN × PIONEER YOKOHAMA

| 学識経験者 | 東京大学大学院 特任教授 | 中村 文彦 | 道路管理者 | 横浜市 道路局 計画調整部長 | 谷津 毅 |
|-----------|-----------------------------|--------------|-------|--|-------------|
| 市民 | | 小田部 明彦 | 港湾管理者 | 横浜市 港湾局 政策調整部長 | 林 総 |
| | | 宮本 幸司 | 福祉関係者 | かながわ福祉移動サービスネットワーク | 清水 弘子 |
| 事業者(鉄道) | 東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 企画総務部 企画部長 | 吉田 忠司 | | 理事長 横浜市社会福祉協議会 | 田辺興司 |
| | 東急電鉄株式会社 | | | 障害者支援センター 事務室長 | |
| | 鉄道事業本部 工務部 統括部長 | 小里 好臣 | 行政(市) | 横浜市 健康福祉局 | 青木 正博 |
| 事業者(バス) | 神奈川県バス協会 専務理事 | 関上 義明 | | 高齢健康福祉部 担当部長 | |
| 事業者(タクシー) | 神奈川県タクシー協会 | | | 横浜市 健康福祉局 障害福祉保健部長 | 君和田 健 |
| 7000 | 横浜支部 副支部長 | 大野 慶太 | 協議会部会 | 横浜市 都市整備局 都市交通部長 | 松井 恵太 |
| 行政(国) | 国土交通省 関東運輸局 | 市野 将秀 | | (地域公共交通会議代表) | |
| | 交通政策部 交通企画課長 | 111 = 111 75 | | 横浜市 都市整備局 都市交通課 | 大橋 男 |
| | 国土交通省 関東運輸局 | 宿谷 幸利 | | 地域交通担当課長(バス交通部会代表) | |
| | 神奈川運輸支局 主席運輸企画専門官 | 1日台 羊利 | | 横浜市 都市整備局 都市交通課 | 八子 俊昇 |
| | 国土交通省 関東地方整備局 | | | 都市交通経営担当課長(鉄道部会代表) | |
| | 横浜国道事務所 事務所長 | 宮本 久仁彦 | | 横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部長 (福祉有償移動サービス運営協議会代表) | 高木 美枝 |
| 公安委員会 | 神奈川県警察本部 交通部 | 白砂 照彦 | | (油油作 貝修期リーに入理名 励議会代表) | |
| | 交通規制課 都市交通対策室長 | | | A10.4 T O D D | ¬ |

横浜市地域公共交通計画

【素案】



目次

| | | | | 画に関する基本事項 | |
|----------|---|-----|-------|---|------------|
| (| 1 |) | 背景: | • 趣旨 | 1 |
| | | | | D区域······· | |
| | | | | D期間···································· | |
| (| 4 |) | 計画の | D位置付け···································· | 2 |
| | | | | | |
| | | - | | 兵の地域交通を取り巻く状況と課題 | |
| (| 1 |) | 状況と | └課題 | 3 |
| (| 2 |) | これる | までの取組の振り返り1 | 3 |
| (| 3 |) | 今後 | ▶想される影響1 | 5 |
| | | | | | |
| | | • | | 旨す地域公共交通の将来像 | |
| | | | | 3.共交通とは | |
| | | | | 坾姿·······1 | |
| (| 3 |) : | 基本ス | <u></u> 与針·······1 | 9 |
| | | | | | |
| 第 | 4 | 章 | 地域 | 或公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向 | |
| (| 1 |) | バスネ | トットワーク維持··············2 | <u>'</u> 1 |
| (| 2 |) | 新たな | は地域公共交通の導入⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯2 | 25 |
| (| 3 |) | 利用的 | 足進・外出促進2 | 9 |
| (| 4 |) | DX · | ・GX・共創の取組の推進 | 3 |
| | | | | | |
| 第 | 5 | 章 | 計画 | ■期間中に実施する取組·······3 | ;7 |
| | | | | | |
| | | | | 票の設定 | |
| (| 1 |) | 目標 | (横浜市全体の評価指標) | 1 |
| (| 2 |) | 地域0 | D診断の要素(各地域単位での評価指標) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 3 |
| | | | | | |
| 第 | 7 | 章 | 国国 | 車補助事業の活用⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯5 | 5 |
| | | | | | |
| <u> </u> | _ | ᆇ | +#- ` | 生 / + 生 | - |

第1章 計画に関する基本事項

(1) 背景·趣旨

令和2 (2020) 年11月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「地域交通法」という)が施行され(図1-1)、地方公共団体が交通事業者等と連携して「地域公共交通計画」を作成し、多様な輸送資源の活用による移動ニーズへのきめ細やかな対応や、公共交通サービスの改善により、持続可能な交通サービスの提供を確保することが示されました。

近年、公共交通の利用者の減少や運転士の不足により、バスやタクシーといった公共交通サービスの確保が厳しさを増しています。東京都市圏パーソントリップ調査の結果では、昭和43 (1968)年の調査開始以来、平成30 (2018)年に初めて総移動回数が減少に転じ、都市交通政策は転換期を迎えています。加えて、幅広い世代のライフスタイルや働き方の変化、運転免許証の自主返納の増加、運転士の労働時間の上限規制に伴ういわゆる2024年問題による運転士不足の深刻化など、環境の変化に対応しながら交通サービスの提供を確保することが難しい局面を迎えています。

また、令和6 (2024) 年4月には改正障害者差別解消法が施行され、障害のある人への 合理的配慮の提供が一層求められています。

公共交通は、誰もが日常生活を送る上で必要不可欠であるとともに、人々の外出を促し、 健康増進やまちの価値の向上など多面的な効果をもたらすものであることから、市域全体 で地域に適した交通サービスの充実を図るため、地域交通法に基づく「横浜市地域公共交 通計画」(以下「計画」という)を策定します。

地域が自らデザインする地域の交通

- ○地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成
- ○地域における協議の促進

地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実

輸送資源の総動員による移動手段の確保

- ○地域に最適な旅客運送サービスの継続
- ○自家用有償旅客運送の実施の円滑化
- ○貨客混載に係る手続の円滑化

既存の公共交通サービスの改善の徹底

- ○利用者目線による路線の改善、運賃の設定
- ○MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

交通インフラに対する支援の充実

- ○鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付制度の対象として、LRT・ BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加
 - ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた鉄道の整備
 - ・物流総合効率化法に基づく認定を受けた物流拠点(トラックターミナル等)の整備)

図1-1 地域交通法の概要

資料) 国土交通省資料

(2) 計画の区域

横浜市全域とします。

(3)計画の期間

令和7 (2025) 年度から令和11 (2029) 年度までの5年間とします。

(4) 計画の位置付け

本市の交通政策全般にわたる計画としては、「横浜都市交通計画」(平成 20 (2008) 年 3 月策定、平成 30 (2018) 年 10 月改定) があり、目標年次を令和 12 (2030) 年頃とし、政策目標や施策の方向性などを提示したマスタープランとして運用しています。

今回新たに策定する計画は、そのうち地域公共交通の取組を推進するためのアクションプランとして運用します(図1-2)。

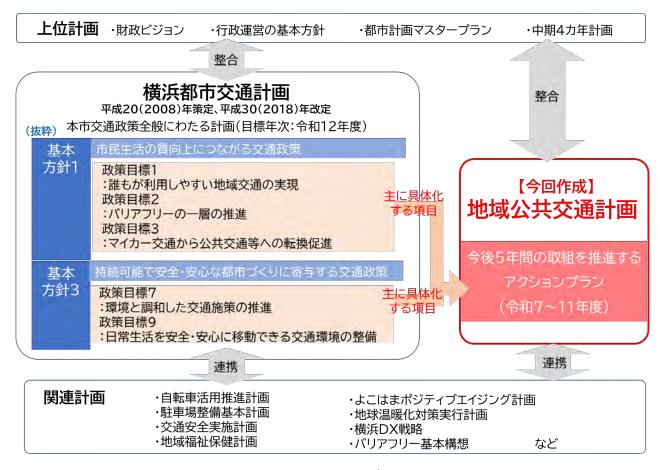


図1-2 計画の位置づけ

第2章 横浜の地域交通を取り巻く状況と課題

(1) 状況と課題

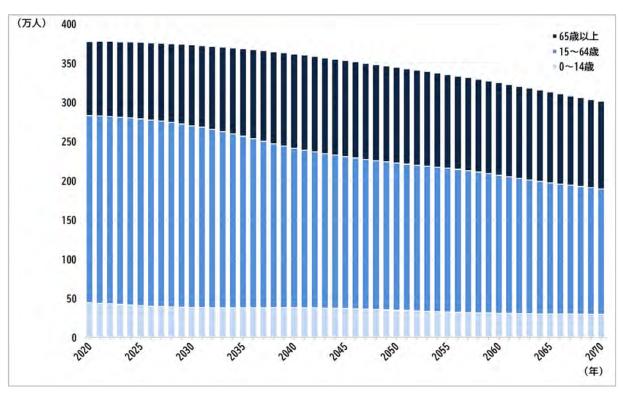
ア 人口減少と高齢化

本市の人口動態は、令和 4 (2022) 年 1 月に対前年同月比での人口が戦後初めて減少しました。今後、本格的な人口減少を迎えることが予測されています。また、年少人口 (0~14 歳) 及び生産活動を支える生産年齢人口 (15~64 歳) の人口は減少が続く一方、高齢人口 (65 歳以上) は 2045 年頃まで増加が続くと見込まれています (図 2-1)。

単独高齢世帯の増加(図2-2)による社会的孤立のリスクの高まりや、自治会町内会における地域活動の担い手不足など、地域コミュニティの希薄化が進行している中で、地域の共助による外出支援やイベント等の交流機会の減少が見られます。

加えて、体力や気力、認知機能など、からだとこころの機能(はたらき)が低下し、将来介護が必要になる危険性が高いフレイル状態にある高齢者が増加しています(図 2-3)。

また、高齢化に伴い、人口に対する障害者手帳所持者の割合も増加傾向にあります。



0~14 歳人口 2020 年 44 万人 → 2070 年 30 万人 (▲14 万人) 15~64 歳人口 2020 年 239 万人 → 2070 年 160 万人 (▲79 万人) 65 歳以上人口 2020 年 95 万人 → 2070 年 112 万人 (+17 万人)

図2-1 将来人口推計

資料)「横浜市将来人口推計(中位推計)(令和6(2024)年3月)」より

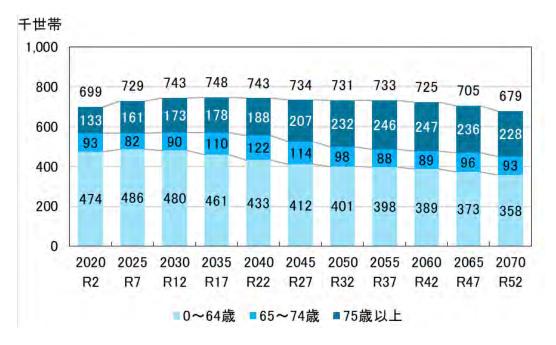
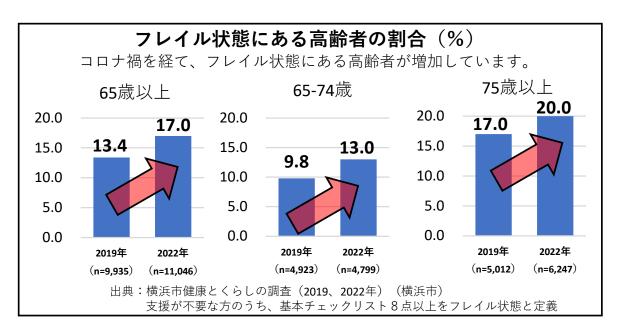


図2-2 単独世帯の年齢別の将来推計

資料)横浜市将来人口推計(中位推計)(令和6(2024)年3月)より作成



※フレイル(虚弱):高齢期に体力や気力、認知機能など、からだとこころの機能(はたらき)が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態

図2-3 横浜市民のフレイル状態にある高齢者の割合

資料)「横浜市健康とくらしの調査(令和元(2019)年、令和4(2022)年)」より

イ 地理的な特性

本市では市域全体に鉄道ネットワークが整備されており、その鉄道駅を中心としてバスネットワークが広く整備されています。

住宅地は丘陵地を含め市域全体に広がっているため、鉄道駅やバス停と住宅地との間の高低差が大きく(図2-4)、アクセス路が急な坂道や階段などとなっている地域が多くあります。

鉄道駅やバス停から勾配を考慮しつつ、道路距離で鉄道駅から800m以内、バス停から300m以内の公共交通圏域を算出した結果、市内可住地の約8割が圏域内となりますが、市内各地に圏域外(いわゆる交通空白地)が郊外部を中心に点在しています(図2-5)。また、高齢になるにつれて徒歩での移動可能な範囲が狭くなる傾向があるため、徒歩による移動の負担が大きくなったり、制約が伴ったりする市民が増加していると考えられます。

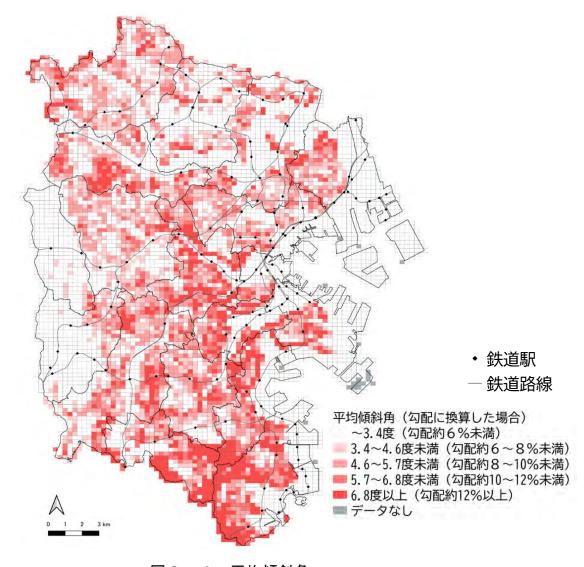


図2-4 平均傾斜角

資料)「国土数値情報(標高・傾斜度5次メッシュデータ)」(国土交通省)より作成

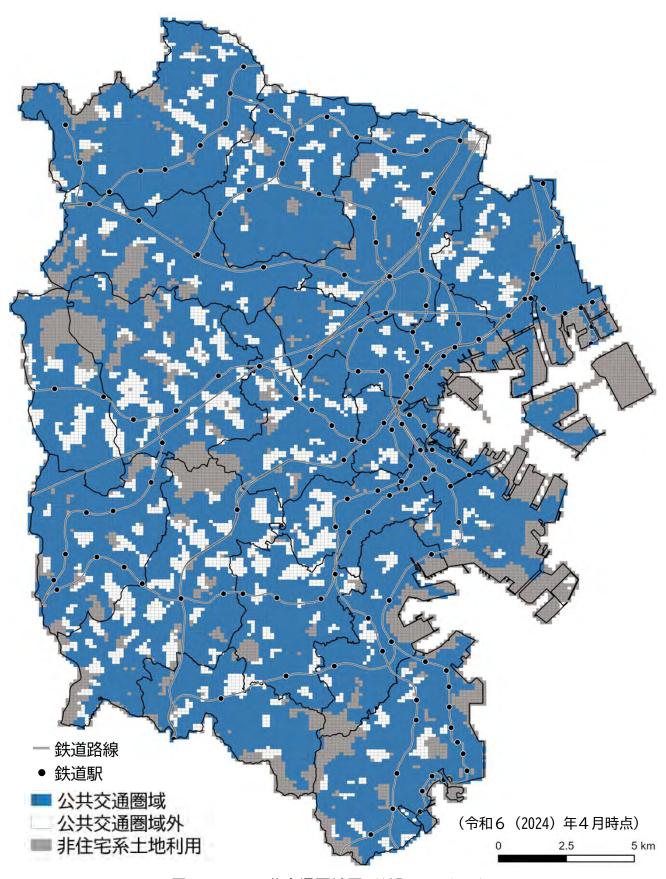


図2-5 公共交通圏域図(125mメッシュ)

ウ 生活様式の変化

ライフスタイルや働き方の変化等により、移動ニーズも変化し、多様化しています。また、テレワークの普及(図2-6)や通信販売利用の増加などにより、駅周辺だけでなく、自宅周辺の住環境に求める機能も変化しています。

さらに、高齢者の日中の外出や子どもの習い事への送迎など、移動の時間帯や距離、頻度等に応じて、移動手段を選択できる環境へのニーズが高まっています(図2-7)。日常生活において、通勤・通学、買物・通院、子どもの送迎や親の介護など世帯ごとに様々な移動シーンがある中で、自らが運転し移動や家族の送迎を行うマイカー以外にも、シーンに応じた移動手段を選択できることが必要な状況です。

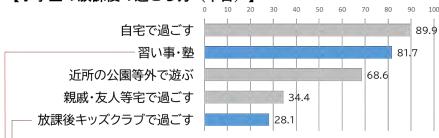
なお、本市は他都市と比べて一世帯当たりの自動車保有台数が低くなっていますが、区ごとに保有状況は異なっています(図2-8)。



図2-6 全就業者におけるテレワーカー割合

資料)「令和5年度テレワーク人口実態調査ー調査結果(概要)ー」(国土交通省)より作成

【小学生の放課後の過ごし方(平日)】



アンケート・ヒアリング結果から関連する事項を抜粋

【保護者アンケート調査結果】

子どもがクラブに「もっと行きたい」と思えるように充実するとよいもの →非日常的な体験・活動(校外学習等)68.7%

【保護者ヒアリング結果】

<放課後キッズクラブの状況>

~長期休業期間中の昼食提供、<u>習い事への送迎</u>、夏休み中の開所時間を早めることへの希望が聞かれた。

【クラブヒアリング結果】

<放課後児童クラブの状況>

~やや交通の便が悪い立地のクラブでは、<u>保護者から送迎の負担に関する声が多くあがっていた</u>ことから、ポイントまで職員が送迎するという対応を行ったものの、保護者の迎えがなく辞めてしまったという意見が聞かれた。また、<u>遠方の子どもがタクシーで帰宅する際の支援をできるとよい</u>という声も聞かれた。

図2-7 小学生の放課後の過ごし方

資料)「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けたニーズ調査(平成30(2018)年度)、 「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託」 報告書概要(令和5(2023)年度)より作成

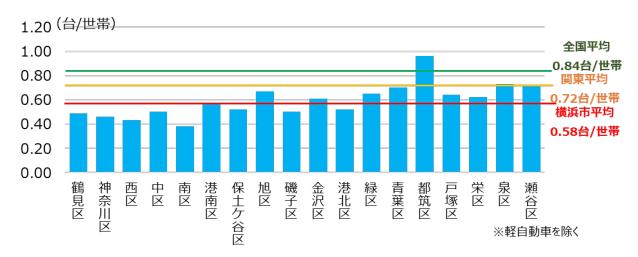


図2-8 横浜市民の一世帯当たりの自動車保有台数

資料)人口・世帯数:令和2 (2020)年国勢調査、

自動車保有台数:関東運輸局(令和6(2024)年3月末時点:登録車計)より作成

エ 路線バス

市内の路線バスは、市営及び民営の合計 10 事業者によって運行されています。人口減少や高齢化の進展による利用者減少、運転士不足や運転士の高齢化など、時代の変化に伴い経営環境は厳しくなっています。

横浜市内の路線バスは、5 km を超える路線が多い一方、利用者の8 割以上は乗車距 離4 km 未満となっています(図2-9)。また、赤字路線を多く抱えており(図2-10・横浜市交通局の例)、必ずしも効率的なサービスとなっていない状況です。さらに、一日当たりの乗車人員は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより大きく減少し、収束後も以前の水準には戻っていません。加えて、いわゆる 2024 年問題により運転士不足が一層顕著となり(図2-11)、本市においても減便や最終バスの繰り上げを実施せざるを得ない状況です。

利用状況としては、朝夕のピーク時間帯をはじめ、生産年齢人口(15~64歳)のバス利用者があらゆる時間帯で減少している一方、高齢人口(65歳以上)の昼間時間帯の利用者は増加しています。朝夕の通勤・通学の移動手段として路線を維持しながら、昼間の時間帯も日常生活の移動手段として、路線の確保が必要な状況です。

さらに、二次元バーコードやクレジットカード決済など多様な支払手法の導入や、 ウェブサイトでの接近情報の提供など、利用者の更なる利便性向上に向けた取組が求 められています。

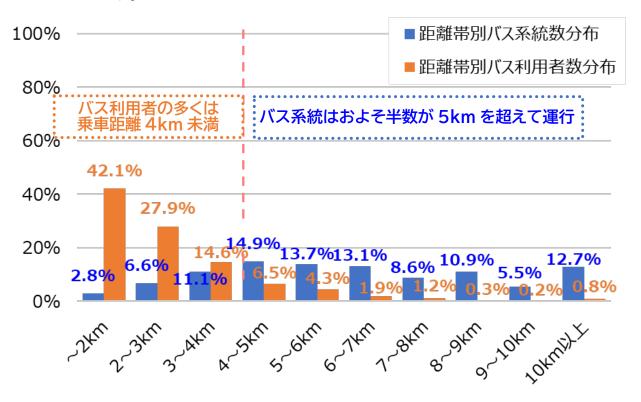
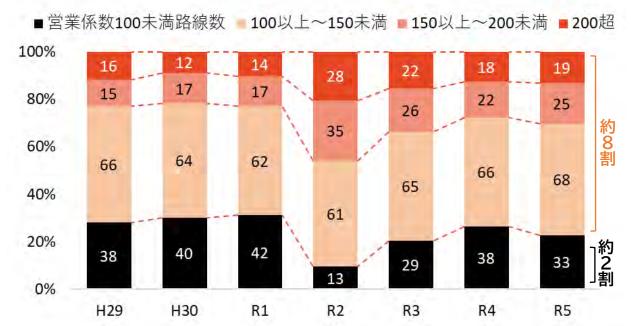


図2-9 市内の路線バス系統延長とバス平均乗車距離の比較

資料) 第6回東京都市圏パーソントリップ調査(平成30(2018)年)、 バス系統データ(令和6(2024)年4月時点)より作成



※営業係数:100円の収入を得るために必要な支出のこと。 支出÷収入×100で算定。数値が大きいほど赤字が大きい。

図2-10 一般乗合バスの営業係数別路線数の推移 (横浜市交通局)

資料)「バス路線別収支」(横浜市交通局)より作成



図2-11 県内の乗合バス運転士数・総走行キロの推移

資料)神奈川県バス協会資料より作成

オ タクシー

市内の法人及び個人のタクシー車両届出台数は約5,600台となっています。タクシーも路線バスと同様に、運転士不足(図 2-12)など、厳しい経営環境に置かれています。一日当たりの乗車人員は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより大きく減少し、令和元年に比べて、令和 2 年では約 4 割減少(図 2-13)しました。

その後、感染症の収束後の需要増加に対応できないエリア・時間帯が存在したことから、運転士採用や、令和 6 (2024) 年 3 月に創設された日本版ライドシェア (自家用車活用事業) の導入等に取り組んでいます (図 2-14)。引き続き、一時的・局所的な需要への柔軟な対応が求められます。

また、タクシーにおいても、多様な支払手法の導入や配車アプリの普及など、利用者の更なる利便性向上に向けた取組が進められています。

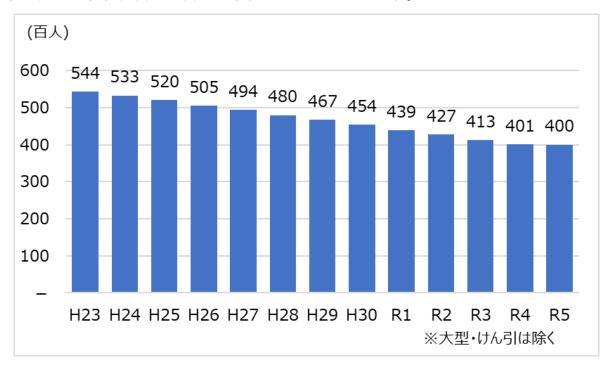


図2-12 市内の二種免許保有者数(タクシーなど)の推移

資料) 横浜市統計ポータルサイトより作成

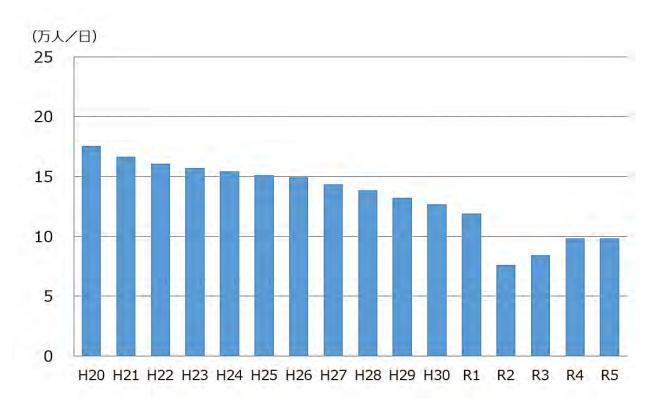


図2-13 横浜市内の一日当たりタクシー乗車人員

資料) 横浜市統計ポータルサイトより作成

| 営業区域名、対象市 (登録車両数) | 車両数が不足する曜日 及び時間帯 | 不足車両数※ |
|----------------------------|----------------------|--------|
| 京浜 | 金土日 : 0時台~ 5時台(68%) | 940台 |
| 横浜市、川崎市、横須賀市ほか (6,734台) | 金土日 : 16時台~19時台(82%) | 480台 |

※マッチング率90%を確保するために必要な車両数

図2-14 日本版ライドシェアに係るタクシーの不足車両数(京浜交通圏)

資料)「自家用車活用事業に係る営業区域ごとのタクシーの不足車両数」(令和6(2024)年3月時点)(国土交通省)より

(2) これまでの取組の振り返り

本市では生活に必要なバス路線の維持や、地域ニーズを踏まえた地域交通の導入支援に取り組んできました。

このうち、「地域交通サポート事業」(図2-15)においては、近年、自宅から最寄のバス停や生活利便施設など身近な目的地への移動手段や、時間帯や距離、頻度等の様々なシーンに応じて選択できる移動サービスの必要性が高まる一方で、地域活動の担い手の高齢化、採算性の確保が難しい地区の増加など、地域交通の導入に至ることのできない、又は継続が困難なケースが増えています。

さらに、高齢者や障害者等の外出支援に資する制度として敬老特別乗車証(敬老パス)や福祉特別乗車券(福祉パス)等の導入にも取り組んできました(表2-1)。これまで導入した地域交通では、運行する交通事業者によって、敬老パス等が利用できない場合があり、地域差が生じています。

その他、移動に支援を必要とする方々に対しては、福祉タクシー利用券の交付といった支援や、福祉有償運送などの移動サービスがあります。

「地域交通サポート事業」の概要

- ▶ 生活に密着した地域交通の導入に向けて、地域の主体的な取組によって移動手段の確保や 持続可能な運行がスムーズに進むように、地域に対して様々な支援を行う事業です。
- ▶ 駅から離れた住宅地や、駅徒歩圏でも山坂の多い地区等において、通院、買い物など様々な目的での移動や高齢化による移動手段の確保を目的としています。

地域交通サポート事業 ~実現のための基本的な考え方~

- 1 安全・安心な運行:国から乗合・乗用業務の許可を得た緑ナンバーを有する車両
- 2 地域の盛り上がり:多くの方が継続的に利用することで、安定した経営を行う
- 3 行政からの財政支援に頼らない自立した運行







横浜市地域交通サポート事業は、生活に密着した地域交通の導入に向け 地域主体的な取組がスムーズに進むよう、活動に対して様々な支援をしています。

図2-15 地域交通サポート事業の概要

表2-1 公共交通の利用に関するこれまでの移動支援(補助)の取組

資料) 横浜市作成

| 名称 | 生活交通バス 路線維持制度 | 地域交通 サポート事業 | 敬老特別乗車証 (敬老パス) | 福祉特別乗車券 (福祉パス) | 福祉タクシー 利用券 |
|----------|---|--|--|---|---|
| 概要 | 市内の生活交 通として必要 なバス路線を 維持 | 地域の主体的な取 組みによる地域交 通の取組支援 | 高齢者の外出及び 社会参加の支援 | 障害者の外出及び 社会参加の支援 | 障害者の外出及び 社会参加の支援 |
| 支援 内容 | 事業者に対し 運行経費の一 部を交付 | 地域交通の取組伴 走支援、導入に係 る経費支援 | 乗車証の交付 | 乗車券の交付 | 利用券の交付 |
| 創設 | 平成 19 年度 | 平成 19 年度 | 昭和49年度 | 昭和38年度 | 昭和 58 年度 |
| 所管 課 | 都市整備局 都市交通課 | 都市整備局 都市交通課 | 健康福祉局 高齢健康福祉課 | 健康福祉局 障害自立支援課 | 健康福祉局 障害自立支援課 |
| 支援対象 | 誰でも | 誰でも | 市内在住 70 歳以上 | 市内在住で身体、 知的、精神障害者 のうち一定の条件 を満たす方 | 市内在住で身体、 知的、精神障害者 のうち一定の条件 (重度障害)を満 たす方 |
| 車両等 | 路線バス | 路線バス ワゴン型車両 | 路線バス、市営地 下鉄、シーサイド ライン | 路線バス、市営地 下鉄、シーサイド ライン | タクシー、福祉有 償運送車両等 |
| 現状等 | 対象路線 13 路線 事業費 (令和 5 年度) 231, 402 千円 | 本格運行 17 地区 事業費 (令和 5 年度) 110,658 千円 | 交付者数約 40 万人 事業費 (令和 5 年度) 12, 588, 275 千円 | 交付者数約6万人 事業費 (令和5年度) 1,703,391千円 | 交付者数約 2.5 万人 事業費 (令和 5 年度) 741,877 千円 |

≪コラム≫福祉有償運送とは

介助なしでは公共交通を利用することが困難な高齢者や障害者等を対象に、通院や買い物、レジャー等を目的にNPO法人等(非営利法人)が行う介助付き輸送サービスです。利用にあたっては事前に実施団体に登録する必要があります。また、実施団体は事前に「横浜市福祉有償移動サービス運営協議会」に登録申請が必要です。

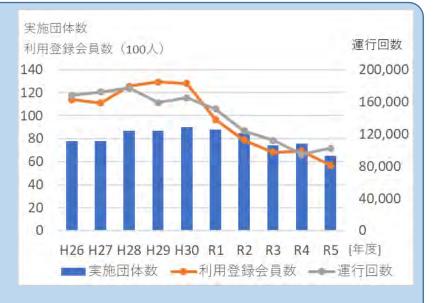


図2-16 福祉有償運送の実施団体数・会員数・運行回数の推移

(3) 今後予想される影響

厳しい社会情勢の変化の中では、公共交通サービスの水準の維持が困難となる地域が発生し、市民の多様化する移動ニーズに応えることが今後ますます難しくなると想定されます。

公共交通サービスの水準が低下すると、地域住民の外出に対する抵抗感が増加し外出機会が減少することが懸念されます。これにより、心身の健康状態の悪化(フレイルリスクの増加)、地域交流の希薄化につながる恐れがあります。さらに、移動手段の選択肢の減少によってマイカーへの依存度が高まり、道路渋滞や交通事故、二酸化炭素排出量の増加にもつながり得るなど、様々な分野に悪影響が生じることが考えられます(図2-17、表2-2)。



図2-17 地域交通が関係する分野イメージ

資料) クロスセクター効果「地域公共交通 赤字=廃止でいいの?」(国土交通省) より

表2-2 公共交通サービスの水準が低下することで想定される負の影響

| 変化 | 想定 | される負の影響 (イメージ) |
|---------------|--------|----------------------|
| | 医療•福祉 | 健康状態の悪化 (フレイルリスクの増加) |
| | 商業 | 消費の低迷、まちのにぎわいの低下 |
| . 从山地会 辛勞の減小 | 交通安全 | 交通事故の増加 |
| ・外出機会、意欲の減少 | 教育 | 学習・体験機会の減少、学力の低下 |
| ・マイカー依存度の高まり、 | 定住促進 | 生活満足度の低下、人口の流出 |
| 免許返納者の減少 | 環境 | 二酸化炭素排出量の増加 |
| | 地域 | 友人・地域との交流の減少、 |
| | コミュニティ | コミュニティの希薄化 |
| | 財政 | 医療・介護等財政状況の悪化 |

資料) 横浜市作成

≪コラム≫フレイルリスクについて

身体活動はフレイル予防に必要ですが、それだけではなく文化活動やボランテ

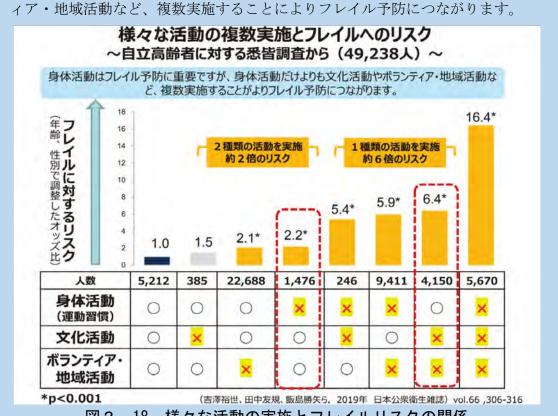


図2-18 様々な活動の実施とフレイルリスクの関係

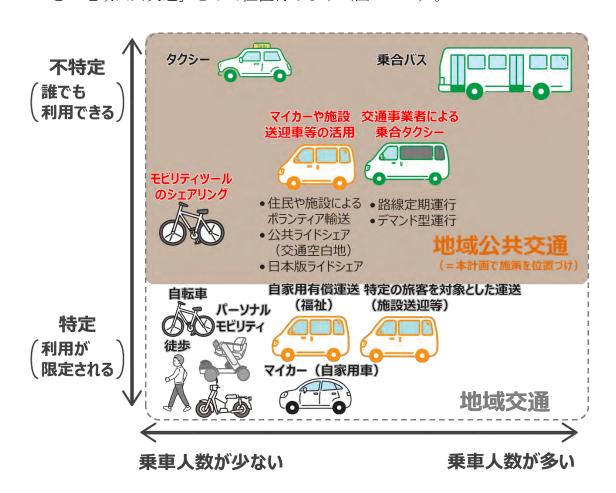
資料) 吉澤 裕世、飯島 勝矢ら、日本公衆衛生雑誌、2019:66(6):306-316より

第3章 目指す地域公共交通の将来像

(1)地域公共交通とは

本市では、地域住民の買物や通勤・通学、通院等の日常生活圏を移動するための交通全般を「地域交通」と位置付けています。

地域交通のうち、既存の公共交通であるバス・タクシーが中心的役割を果たしながら、地域で常に提供されていて、不特定多数の人が安全・安心に利用できる交通サービスを「地域公共交通」として位置付けます(図3-1)。



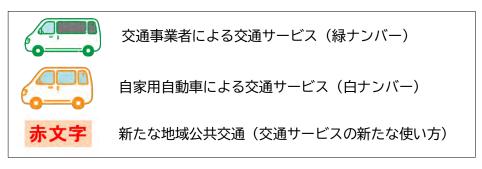


図3-1 地域交通・地域公共交通の概念

(2)目指す姿

目指す地域公共交通の姿

地域住民、交通事業者、企業・団体等、行政の連携により、 市域全体で地域公共交通を充実させ、 誰もがいきいきと安心して暮らせる街を実現する

地域公共交通は日常生活を送る上で必要不可欠であるとともに、人々の外出を促し、健康増進やまちの価値の向上など多面的な効果をもたらす重要な社会基盤です。そのため、地域住民や交通事業者、企業・団体等と連携し、地域公共交通の充実を図るとともに、地域の様々な課題の解決を図りながら、誰もがいきいきと安心して暮らせる街を実現します。

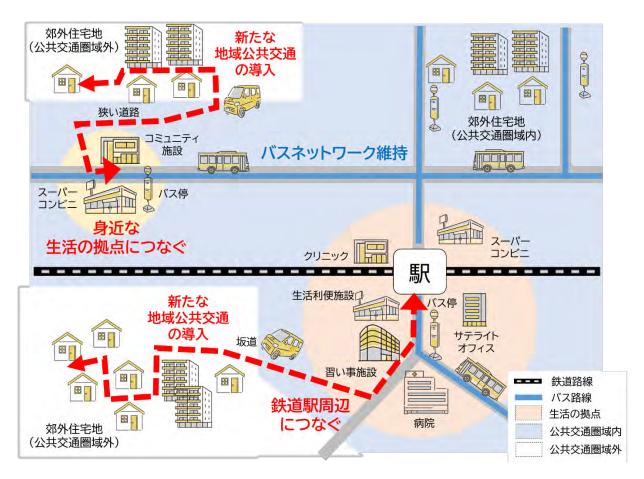


図3-2 地域公共交通のイメージ

(3)基本方針

目指す姿の実現に向け、地域公共交通を「守る」・「増やす」、そして積極的に「使う」の3つを基本方針(解説3-1)として設定します。

この基本方針のもと、「バスネットワーク維持」、「地域公共交通の導入」、「利用促進・外出促進」、「交通DX・GX・共創の推進」の4つを施策として設定し、取組を推進します。

各施策の考え方や方向は次章で整理します。

解説3-1

3つの基本方針について

基本方針 I 地域公共交通を「守る」

既存のバスネットワークについて、運行の効率化を図りながら必要なバス路線を 維持します。

基本方針Ⅱ 地域公共交通を「増やす」

駅やバス停から離れた公共交通圏域外(いわゆる交通空白地)を中心に、交通が 不便な地域に、新たな地域公共交通を導入します。

基本方針皿 地域公共交通を 積極的に「使う」

また、持続可能な地域公共交通とするために、地域公共交通の利用促進や企業のノウハウや技術の活用を進めていきます。

| 基本方針 | 施策 |
|------------|-------------------|
| 地域公共交通を守る | 施策1 バスネットワーク維持 |
| 地域公共交通を増やす | 施策2 新たな地域公共交通の導入 |
| 地域公共交通を | 施策3 利用促進・外出促進 |
| 積極的に使う | 施策4 交通DX・GX・共創の推進 |

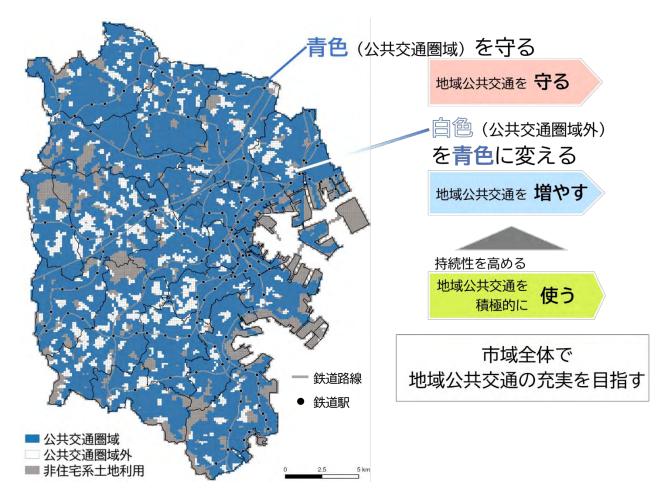


図3-3 基本方針と公共交通圏域の関係

地域公共交通を 守る

施策1 バスネットワーク維持

第4章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向

(1) バスネットワーク維持

ア 考え方

朝夕の通勤・通学や日中の買物・通院など、多くの市民の日常生活を支えていく上で、 鉄道駅を中心とした交通ネットワークを維持することが重要です。

今後、鉄道と路線バスの機能分担や連携を促すとともに、行政とバス事業者の連携を一層強化し、効果的・効率的なバスネットワークの再編(図4-1)を進めることが重要です。

また、バス事業者の経営状況の悪化や運転士不足の課題が深刻化する中で、市民の生活に必要なバス路線を維持するなどの行政支援も必要です。

利用者としては、「バスは最寄駅まで」「路線によってはバスを乗り継ぐ」といった考え方のもと、目的地に向けて、バスと鉄道を組み合わせた利用、バスとバスを組み合わせた利用など、路線バスの使い方を変えていくことが必要となる場合も考えられます。

地域公共交通を 守る

施策1 バスネットワーク維持

【再編前】

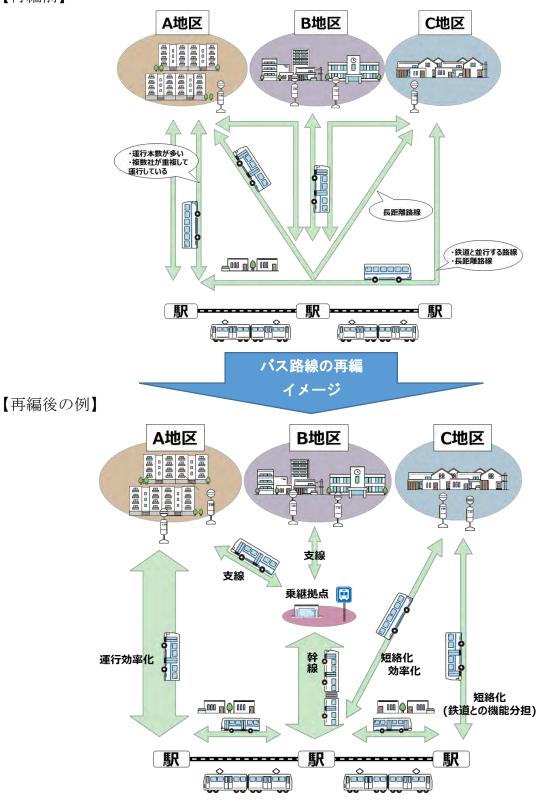


図4-1 バス路線の再編イメージ

資料) 横浜市作成

*図は概念を示すものであり、横浜市の施策体系を示すものではありません。

地域公共交通を 守る

施策1 バスネットワーク維持

イ 施策の方向

- ・運行本数の多い路線に連節バスを導入して運行の効率化を図り、路線の輸送力を確保しつつ、生み出された運転士等の経営資源を他の路線に再配分する取組(図4-2)を推進します。
- ・路線の再編、長距離路線の短絡化に必要となる乗継拠点や折り返し施設等の確保・整備の支援について検討します。あわせて、乗継利用者の負担軽減や利便性向上について、既存ストックの活用も含めた待合空間の機能確保、乗継情報の提供、乗継割引制度等について検討します。また、大規模な土地利用転換など、新たなまちづくりの動向をふまえた新規路線の導入等も行います。
- ・運転士不足への対応として、働きやすい環境づくりや人材確保に向けた補助制度の 創設や、採用イベント等の広報活動を推進します。
- ・上記施策を進めながらも、路線を廃止せざるを得ない状況となり、かつ、廃止によって新たに公共交通圏域外のエリアが発生するなど日常生活の利便性が大きく低下する場合、生活交通バス路線として補助金を交付し、維持を図ります。
- ・施策の効果を高めるためには、地域の特性に対してサービスの内容が適切か、サービスの内容が利用者のニーズに合っているか、サービスの実施にかかる費用に無駄がないかなど、データに基づいた分析評価を行うことも重要となることから、バス事業者と連携して取組を進めます。

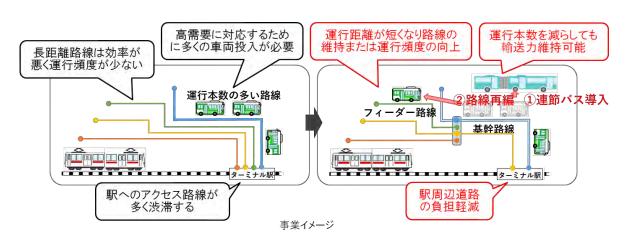


図4-2 バス路線の維持・充実に向けた取組イメージ

地域公共交通を 守る

施策1 バスネットワーク維持

施策2 新たな地域公共交通の導入

(2) 新たな地域公共交通の導入

ア 考え方

① 地域に適した地域公共交通の充実

バスやタクシーなど既存の公共交通に加え、鉄道駅やバス停から一定程度離れた 公共交通圏域外を中心に、自宅と最寄駅やバス停、生活利便施設などをつなぐ、地 域に身近な地域公共交通(図4-3、解説4-1)を導入し、市域全体で充実を図 ることが重要と考えています。また、地域公共交通の充実により、通勤・通学者や 子育て世代、増加傾向にある高齢者、障害者などの様々な利用者の移動を支え、あ らゆる世代の外出を促していくことが重要です。

そのため、地域に適した地域公共交通を導入できるよう、交通事業者による乗合 タクシー、マイカーや施設送迎車の活用、既存の公共交通ではカバーしきれないき め細かな移動ニーズへの対応が可能なシェアサイクルなど交通サービスの選択肢を 広げていくことが必要です。





交通事業者による交通サービス(緑ナンバー)



自家用自動車による交通サービス(白ナンバー)

新たな地域公共交通(交通サービスの新たな使い方)

図 4 一 3 地域公共交通のイメージ(再掲)

② 安全・安心の地域公共交通の確保

地域公共交通が安全・安心であることは、利用者はもちろん、地域内の歩行者や 自動車への影響も含め非常に重要です。そのため、'プロ'のドライバーが運転を 担う交通事業者の協力により、地域公共交通の導入を図ることが重要です。

あわせて、地域の顔の見える関係で安心して利用できる住民活動によるボランテ ィア輸送や商業施設・福祉施設など地域の身近な企業・団体等の地域貢献による輸 送も、交通事業者で賄いきれない需要への対応として重要な選択肢と考えられま

様々な地域公共交通が、道路空間の中で安全・安心に共存するためには、交通ル ールの周知をはじめ、通行空間整備もより一層重要になってきます。

施策2 新たな地域公共交通の導入

解説 4-1

新たな地域公共交通の導入例

①乗合タクシー(路線定期運行)

運行主体:交通事業者(バス、タクシー) 運行形態:決められたルートとダイヤで運行

その他 : 予約は不要





四季めぐり号(旭区四季美台地区)

②乗合タクシー (デマンド型運行)

運行主体:交通事業者(バス、タクシー)

運行形態:決められたルートやダイヤは無く、

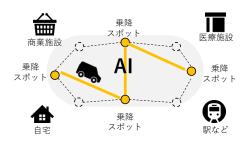
予約に応じて乗降ポイント間を運行

:予約・配車システムが必要 その他



あおばGO?

令和4~6年度 実証実験実施





あおばGO (青葉区東部地区)

③マイカーや施設送迎車等の活用(ボランティア輸送)

令和6年度 実証実験実施

運行主体: 地域のボランティアや法人、企業等

(道路運送法上の許可・登録不要)

運行形態:運行主体や地域との話し合いで決定

その他 : 利用者からの運賃の徴収は不可 (燃料費等の実費は徴収可能)



ひがまた号 (戸塚区東俣野地区)

施策2 新たな地域公共交通の導入

イ 施策の方向

- ・新たな地域公共交通の導入について、地域交通サポート事業から支援内容を拡充した「新たな地域交通サポート事業(仮称)」により、取組を推進します。
- ・公共交通圏域外を含む地域に対しては、行政主導により、各区の地域ケアプラザ、 社会福祉法人等地域に身近な関係者と連携しながら、潜在的な移動ニーズの確認と、 ニーズに応じた地域公共交通の導入を支援していきます(図4-4)。
- ・従来の「路線定期運行」や広域の分散需要に対応する「デマンド型運行」、地域の 支え合いによる「地域の輸送資源の活用」など一定期間の運行を通して、運行内容 の検証と改善を重ね、地域に適したサービスとして定着を促していきます。その中 で、利用実績データの取得・活用や必要な補助金の交付等の支援を行います(解説 4-2)。
- ・シェアサイクルは、事業者との協働により市内全域で、サイクルポート数の拡充や 異なる事業者間の相互乗入など、更なる移動の利便性向上を図ります。また、交通 ルールの周知啓発や自転車通行空間の整備など、安全な利用環境の推進を図ります。
- ・さらに、新たな交通サービスの選択肢として、交通事業者の対応が困難な場合な ど、公共ライドシェア(交通空白地有償運送)等の制度活用も検討します。
- ・あわせて、自家用車の活用にあたっては、運転者の確保支援(運転技能の向上、 責任範囲や安全に対するルールづくり等)を進め、自治会町内会や地域の企業・ 団体(商業施設・社会福祉法人等)など様々な主体による取組を促します。小さ な需要への対応など、地域公共交通をきめ細かく充実させていくとともに、福祉 の移動サービスも含め、移動を支える多様な取組の実現へつなげていきます。



図4-4 新たな地域公共交通の導入イメージ(再掲)

施策2 新たな地域公共交通の導入

解説 4-2

新たな地域交通サポート事業(仮称)の概要について (新たな地域公共交通の導入)

【取組フロ



【主な支援内容】

①路線定期運行、②デマンド型運行

| 運行 状況 | これまでの支援 内容(①のみ) | 新たな支援内容(①、②) | ①実証運行期間を現行の 2年間から3年間に延長 |
|----------|------------------------------|---|---|
| 実証運行 | ・バス停設置等 環境整備費 ・運行経費 など | ・バス停設置等環境整備費 ・運行経費 など | ②通年で継続的に実証運行 できるよう調整 ③目標収支率を設定し、2 年連続未達の場合は実証運 |
| 本格 運行 | ・車両費等の初期 費用 | ・車両費等の初期費用 ・運行経費 経費の50%以下 かつ 上限 600万円/年 ・システム費(デマンド型運行) 上限 520万円/年 | 行を中止し、再検討を行う 目標収支率: 1年目)25% 2年目)35% 3年目)50% |

- ※ 運行経費の支援については、運行経費から収入(運賃、協賛金等)を差し引いた金額が対象 ※ デマンド型運行については、路線定期運行よりも効率的な運行となる場合に限る(企業主体想定)
- ※ 公共交通圏域で完結する路線を導入する場合、本格運行の運行経費、システム費の支援はしない (これまでと同様)

③マイカーや施設送迎車等の活用

| 運行 状況 | これまでの支援内容 | 新たな支援内容 |
|---------------------------|---|--|
| 実証 運行 ・ 本格 運行 | ・車両費等の初期費用 (ボランティアバス) ・車検費用、自動車税 など | ・車両費等の初期費用 ・車検費用、自動車税 ・<u>車両修繕費</u> 上限 15万円/年 ・ボランティアへの謝礼 1,000円/便 |

※ 公共交通圏域内外を問わず市内全域を対象

※ 最低運行本数を設定(20往復/月以上)

地域公共交通を積極的に 使う 施策3 利用促進・外出促進

(3) 利用促進・外出促進

ア 考え方

持続可能な地域公共交通の実現には、多くの方に利用いただくことが不可欠であり、モビリティマネジメント(解説 4-3)を通して、積極的に利用する意識の醸成が重要です。

きっかけとして、お住まいの地区の地域公共交通の状況(運行内容や頻度、収支の実態、利用者数など)や利用することによる効果を「知って」いただく必要があります。 その上で、実際に「乗って」いただき、地域公共交通を支えるという意識を持っていただくことが重要です。

また、外出の機会が増え利用者同士のコミュニケーションが活性化するなど、移動自体を「楽しめる」ようになると、さらに外出機運を高めることにつながります。

朝夕の通勤・通学などの既に習慣化された外出をはじめ、子育て世代や増加傾向にある高齢者、障害者なども含めあらゆる世代の外出が促され、地域公共交通の利用が促進されることは、交通サービスの維持だけでなく地域の人々の健康維持やまちの活性化をはじめ、脱炭素化など多面的な効果を及ぼし、豊かな街の実現にもつながります(図 4-5)。

解説 4-3

モビリティマネジメントとは

一人ひとりの移動を対象としつつ、それらが社会的にも個人的にも望ましい 方向に自発的に変化すること**を促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象 としたコミュニケーション中心の交通施策

※ 渋滞や環境、個人の健康等の問題に配慮して、過度なマイカー利用に頼る 状態から、公共交通サービス等を『かしこく』使う方向へと自発的に転換す ること

モビリティマネジメントの妖精



地域公共交通を積極的に 使う 施策3 利用促進・外出促進

地域公共交通の導入によるねらい

① 交通

利用促進による 地域公共交通の 維持、確保

②福祉

外出促進による 健康維持、社会参加 の継続

③まちづくり

商業施設等の 利用促進による 生活サービス維持、 まちの活性化

4地域

支え合いの関係構築等 による 様々な課題解決、 地域の活力向上



図4-5 交通・福祉・まちづくりの連携イメージ

資料) 横浜市作成

≪コラム≫交通政策と SDGs の理念

SDGs (持続可能な開発目標) は「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030 年を達成年度とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。目標 11 「住み続けられるまちづくりを~包摂的で安全かつ強靭 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する~」のターゲット「11.2」において、「2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者、および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する」として規定されています。

地域公共交通を積極的に使う 施策3 利用促進・外出促進

イ 施策の方向

- ・市民の皆様にも積極的に交通サービスを「知って」「乗って」「楽しんで」いただくと ともに、モビリティマネジメントを推進し、地域住民、交通事業者、企業・団体等、 行政みんなで支える地域交通の実現を目指します。
- ・「知って」いただくために、多様な主体が協力・連携して、あらゆる世代の需要や行動の特性を踏まえながら、動画・広報紙の作成やウェブサイト、デジタルサイネージ、 SNS 等の様々な媒体の活用を進めます。あわせて、地域活動の集まりやイベントなどの様々な機会を捉えた積極的な情報発信を進めます。
- ・「乗って」いただくため、高齢者や子育て世代等をはじめとしたあらゆる世代のニーズに応じた利用促進策に取り組みます。あわせて、高齢者、妊婦、車いす利用者、障害者など誰にとっても利用しやすい車両の導入やサービスの拡充など地域公共交通の利便性向上を図るとともに、周知啓発を積極的に行い、誰もが「安心して自由に生活できるインクルーシブなまち」(解説 4 4)の実現につなげていきます。
- ・「楽しんで」いただくため、地域のイベントとのタイアップなど外出したくなる目的 づくりや地域の生活利便施設とのサービス連携による魅力向上などについても、地域 や企業・団体等、交通事業者などと連携し外出促進策に取り組みます。

解説 4 - 4

安心して自由に生活できるインクルーシブなまちとは

横浜市では、誰もが、心置きなく、自分の意思で、暮らす、働く、訪れるなどの生活を送り、様々な活動に参加できるまちを目指しています。既存の公共交通の1つであるタクシーには、高齢者や子育て世代、移動に支援を必要とする方などの移動を支援する、様々なサービスがあります。

「ユニバーサルデザインタクシー (UDタクシー)」は、原則として研修 を修了した運転士が乗務し、車いすのまま乗車することができる車両となっており、一般のタクシー料金で利用することができます。

また、妊娠中の方をサポートする「陣痛タクシー」や、子ども一人での 移動をサポートする「子育て支援タクシー」といったサービスもありま す。

第4章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向 地域公共交通を積極的に 使う 施策3 利用促進・外出促進

(4) DX・GX・共創の取組の推進

ア 考え方

地域公共交通の充実に向けては、AI・IoT・自動運転等の技術革新を踏まえた移動需要への効率的な対応と利用者の利便性の向上、交通データの蓄積によるサービス改善等といったデジタルトランスフォーメーション(DX)の視点を積極的に取り入れる必要があります。

また、脱炭素社会の実現に向け、グリーントランスフォーメーション(GX)の取組を推進していくことが重要です。

これに加え、地域の交通課題の解決やまちの活性化などの推進力を高めるため、民間企業をはじめ地域を支える多様な主体の参画を促し、公共交通サービスの維持・充実の効果を一層高める「共創」の視点が重要です(図4-6)。

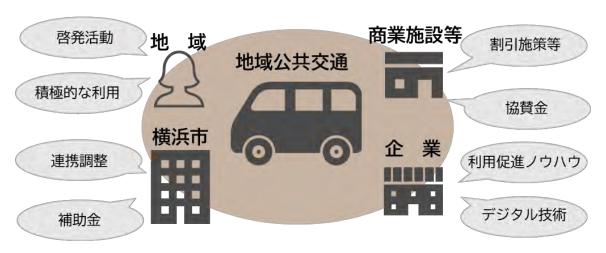


図4-6 共創のイメージについて

資料) 横浜市作成

イ 施策の方向

(1) D X

- ・技術の進展によりパーソナルモビリティやグリーンスローモビリティなど様々な モビリティツールが登場しており、新たな地域公共交通の選択肢として、安全性や 実現可能性について検討します。
- ・自動運転技術の導入について、必要となる関係機関との調整や地域住民の理解を図ることなど、企業の取組を長期的な視点で支援します。
- ・様々なデジタル技術を積極的に活用し、地域交通の利用状況データ(乗降地、目的施設、利用頻度等)を取得し、関係者間で共有・活用することで、地域住民などの関心をより高めるとともに、サービス改善に活かすなど、地域公共交通の持続性の向上につなげます。
- ・来街者も含め誰もが使いやすい地域公共交通としていくため、二次元バーコードや クレジットカードを用いたタッチ決済など多様な支払方法の導入・キャッシュレス 化を推進します。
- ・また、多様な交通サービスをシームレスに乗り継ぐことができる環境を整え、目的地となる鉄道駅や生活利便施設などの商業・サービス機能との連携を図るなど、地域課題を解決する有効な手段として MaaS の検討を行います (解説 4 5)。移動や購買、検索など様々な利用履歴のデータを評価、分析、管理することが可能であり(図 4 7)、地域の課題や移動の価値を可視化するコミュニケーションツールとしての活用が期待されることから、民間事業者と連携し、実現可能性について検討します。

解説 4 - 5

MaaS について

MaaS を交通や移動を中心とした地域の課題を解決するための関係者連携を促すツールとして捉えることが肝要です。

(国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」より)

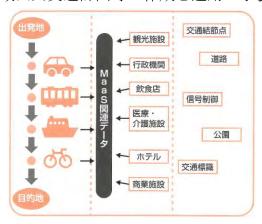


図4-7 MaaSとデータ活用のイメージ

資料)「図解ポケット MaaSがよくわかる本」 (中村文彦・外山友里絵・牧村和彦著 秀和システム)

第4章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向

地域公共交通を積極的に使う 施策4 交通 DX·GX·共創の推進

② G X

- ・一定数の乗客が乗り合う地域公共交通は、一般的に、マイカーに比べて利用者1人 あたりの二酸化炭素排出量が少ないエコな乗り物です。また、シェアサイクルも同 様に二酸化炭素排出量が少ない乗り物です。これら地域公共交通の利用に転換する ことは脱炭素社会の実現につながることから、利用促進に取り組みます。
- ・EV (電気自動車)・FCV (燃料電池自動車)等の車両は一般的にガソリン車に比べて 燃料費を削減でき、経営効率化の観点からも有効であることから、環境に配慮した 車両の導入やそれに伴う充電施設等の設置を推進します。





FCVバス

EVタクシー

③共創

- ・共創による取組を一層推進するため、本市の地域交通課題を積極的に発信し、課題解決に意欲的な民間企業の取組提案を募集するとともに、民間企業からの提案についても積極的に活用します。
- ・民間企業の主体的な取組による交通が不便な地域の解消や、民間企業のノウハウ や技術革新による新たな交通サービスの実現など、移動課題の解決に向けた推進 力や、施策実行の柔軟性、多様性を高めていきます。
- ・その中で、特に、AI により予約状況に合わせた適切な運行ルートを算出し最適な 配車を実現する「デマンド型交通」を、新たな地域交通サポート事業(仮称)の支 援メニューとして創設し、主体的に導入に取り組む企業を支援します。
- ・身近な生活の拠点となっている鉄道駅やバス停周辺において、民間企業が所有する 土地や建物を活用し、地域公共交通の乗降、待合、停留等に資する機能を確保する など、民間企業とともに交通とまちづくりの連携を図っていきます。

第4章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向地域公共交通を積極的に使う 施策4 交通 DX・GX・共創の推進

第5章 計画期間中に実施する取組

4つの施策「バスネットワーク維持」や「新たな地域公共交通の導入」、「利用促進・外出促進」、「交通DX・GX・共創の推進」について、計画期間(令和7(2025)年から令和11(2029)年までの5年間)に実施する取組を整理しました(表5-1)。

今後、取組を着実に進めるとともに、取組全体の評価・分析を行いながら、必要に応じて計画や施策の見直し・改善を行うことで、持続可能な地域公共交通の維持・確保を図っていきます。

表5-1 取組一覧

| 基本方針 | 施策 | 取組 |
|-------------------|----------|---------------------------------|
| | 施策1 | アバス路線の再編・効率化 |
| 地域公共交通を | バス | イ 生活交通バス路線の維持 |
| 守る | ネットワーク | ウ バス運転士の確保策の推進 |
| | 維持 | 工 市西部地域における交通ネットワークの構築 |
| | 施策2 | オ 新たな地域交通サポート事業(仮称)による導入支援 |
| 地域公共交通を | 新たな | カ マイカーや施設送迎車等を活用した交通サービスの担い手支援 |
| 増やす | 地域公共交通 | キ 公共ライドシェア(交通空白地)、日本版ライドシェア等の活用 |
| | の導入 | ク シェアサイクル事業の推進 |
| | 施策3 | ケ 地域の方々を対象としたモビリティマネジメントの実施 |
| | 利用促進・ | コ あらゆる世代の外出促進(高齢者、子育て世代等) |
| 地域公共交通を | 外出促進 | サ バリアフリー対応車両の導入及び周知啓発 |
| 積極的に 使う | 施策4 | シ 新たな交通サービスの創出 |
| 12.7 | 交通DX・GX・ | ス 移動実態データ等を活用した移動需要の把握と共有 |
| | 共創の推進 | セ 公共交通のEV化・FCV化、インフラ整備の推進 |
| | | ソ 共創の取組の推進(社会的課題の解決に向けた企業提案募集) |

資料) 横浜市作成

地域公共交通を 守る

施策1 バスネットワーク維持

ア バス路線の再編・効率化

| 実施主体 | 交通事業者、横浜市(都市整備局) |
|---------|---------------------------------|
| 内容 | ・利用状況に応じたバス路線の短絡化や連節バスの導入など運行の効 |
| | 率化を図るとともに、バス停留所の拡幅や乗継拠点・折り返し施設 |
| | の整備など運行に必要な走行環境整備を進めます。 |
| | ・運行効率化により生じた運転士や車両といった経営資源をその他の |
| | 路線へ再配分し、エリア全体のバスネットワークを維持します。そ |
| | の他、バスの運行形態の変更についてもバス事業者と連携して取り |
| | 組んでいきます。 |
| 対象 | 市内全域 |
| 施策の柱 | がスネットワーク 維持 DX/GX/共創 |
| スケシ゛ュール | ・新規地区での路線再編・連節バス検討・導入(令和7~11年度) |

≪コラム≫連節バス導入の事例

連節バスは、通常の大型バスと比べ、全長約 1.8 倍、定員約 1.5 倍あり、輸送力を 向上させることができる車両です。

○導入実績

- ・青葉区北西部 (運行事業者: 東急バス、令和6年4月運行開始)
- ・戸塚区南西部(運行事業者:神奈川中央交通、令和6年7月運行開始)

○導入効果

- ・輸送力を確保することにより運行を効率化
- ・経営資源の再配分による周辺路線の維持や乗継割引の実施



地域公共交通を 守る

施策1 バスネットワーク維持

イ 生活交通バス路線の維持

| 実施主体 | 交通事業者、横浜市(都市整備局) |
|---------|--------------------------------|
| 内容 | ・バス路線の廃止により公共交通へのアクセスが困難となる路線な |
| | ど、市民の生活交通として必要なバス路線「生活交通バス路線」を |
| | 維持するため、運行するバス事業者に補助金を交付するとともに、 |
| | 上記路線の利用状況調査を継続的に実施し、運行効率化など運行形 |
| | 態の改善について検討を進めます。 |
| | ・広報よこはま等で積極的な利用啓発を実施します。 |
| 対象 | 市内全域 |
| 施策の柱 | ポスネットワーク 維持 利用・外出促進 |
| スケシ゛ュール | ・補助金交付によるバス路線の維持(継続) |
| | ・補助路線の利用状況調査(令和5~7年度) |
| | ▶目標 令和6年度末まで7路線完了、令和7年度に5路線実施 |
| | ・運行効率化(令和7年度~) |

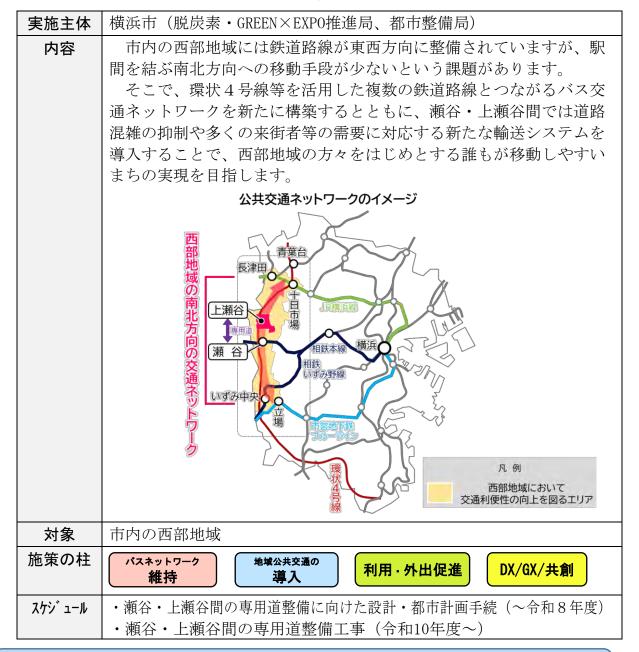
ウ バス運転士の確保策の推進

| 実施主体 | 交通事業者、横浜市(都市整備局) |
|---------|---------------------------------|
| 内容 | 市民全体の公共交通の利便性を確保するため、バス運転士の持続的 |
| | な確保に向けたバス事業者支援として、運転士の住居費用の一部補助 |
| | や採用募集の周知啓発等の取組を実施します。 |
| 対象 | 市内のバス路線の運行を担うバス事業者 |
| 施策の柱 | パスネットワーク 維持 |
| スケシ゛ュール | ・合同会社説明会の実施(令和7年度~毎年開催) |
| | ・運転士の住居費用の一部補助(令和7年度~最大5年間) |
| | ▶目標 運転士充足率100% |

地域公共交通を 守る

施策1 バスネットワーク維持

エ 市西部地域における交通ネットワークの構築



≪コラム≫瀬谷・上瀬谷間の新たな輸送システムの導入について

瀬谷・上瀬谷間では、バス専用の道路を整備し、連節バスが最大3台で隊列走行することで、少ない人員でより多くの人が円滑に移動するためのシステムの構築を目指します。



地域公共交通を 増やす 施策2 新たな地域公共交通の導入

オ 新たな地域交通サポート事業(仮称)による導入支援

| 実施主体 | 地域住民、企業・団体等、交通事業者、横浜市(都市整備局、各区役 |
|---------|--|
| | 所) |
| 内容 | 公共交通圏域外を中心とした交通が不便な地域における、地域や企業等が主体となった新たな地域公共交通の導入について、地域の取組意向の確認や移動の実態調査を実施した上で、実証運行(最大3年間)を行い、具体の需要を確認しながら、地域に適した運行内容の検討・改善を進め、本格運行へつなげます。 さらに、これらに必要な経費を市が一定額負担するなど、地域や民間企業の取組を支援します。 |
| | マイカーや施設 交通事業者による 送迎車等の活用 乗合タクシー ・ 取組で 対象となる ・ 路線定期運行 ボランティア輸送 ・ デマンド運行 ・ 自家用有償運送 (交通空白地) ・ 日本版ライドシェア |
| | 交通事業者による交通サービス(緑ナンバー) 自家用自動車による交通サービス(白ナンバー) 赤文字 新たな地域公共交通(交通サービスの新たな使い方) |
| 対象 | 市内の交通が不便な地域 ※公共交通圏域外を含む場合、実証運行と本格運行への補助を実施 |
| 施策の柱 | 地域公共交通の 導入 和用・外出促進 DX/GX/共創 |
| スケシ゛ュール | 公共交通圏域外における地域意向・需要の確認、地域に適した地域公 共交通の導入支援拡充(令和7年度~) ▶目標 50地区程度における取組支援 |

地域公共交通を 増やす 施策2 新たな地域公共交通の導入

カ マイカーや施設送迎車等を活用した交通サービスの担い手支援

| 実施主体 | 横浜市(都市整備局、健康福祉局)、地域住民 |
|---------|---------------------------------|
| 内容 | 自家用車を活用した交通サービス(地域や施設によるボランティア |
| | 輸送等)について、担い手の発掘及び運行の安全確保、取組の周知啓 |
| | 発等を目的に、地域支え合いドライバー支援講習を実施します。 |
| | |
| | 講習の様子(令和5年11月港北区開催) |
| 対象 | 市内の交通が不便な地域 |
| 施策の柱 | 地域公共交通の 導入 DX/GX/共創 |
| スケシ゛ュール | 地域支え合いドライバー支援講習の実施(令和5年度~) |
| | ➤地域の取組意向等を踏まえ、1~2地区/年で実施を予定 |

≪コラム≫地域によるボランティア輸送の取組紹介

【菊名おでかけバス】

●運行主体:コミバス市民の会

●車両:ワゴン型(定員8名)※有志の方からの貸与

●運行経路: 菊名駅西口~0Kストア前~菊名駅前公園前

●対象者:コミバス市民の会の会員

導入の背景

平成12 (2000) 年当初から、山坂の多い港北区菊名地域において気軽に地域内移動で利用できるツールを求める声が強くなりました。菊名駅近辺は通勤通学の至便地域ですが、駅から近い場所であっても勾配が急で、高齢者や乳幼児連れ、障害児者等にとっては出かけることが困難で、高齢者の閉じこもり率も市の平均を大きく超える地域でした。

試行錯誤(自家用車、バスを借り上げての試運行)の末、平成22年から週1回の菊名おでかけバスを開始しました。

地域公共交通を 増やす 施策2 新たな地域公共交通の導入

キ 公共ライドシェア(交通空白地)、日本版ライドシェア等の活用

| 実施主体 | 企業・団体等、横浜市(都市整備局)、交通事業者 |
|---------|----------------------------------|
| 内容 | 交通事業者の対応により、地域公共交通が十分に確保できない地区 |
| | がある場合は、公共ライドシェア(交通空白地有償運送)、日本版ライ |
| | ドシェア(自家用車活用事業)、道路運送法における許可または登録 |
| | を要しない運送等の制度を活用し、持続可能な運行に向けて取り組み |
| | ます。 |
| 対象 | 市内の交通が不便な地域 |
| 施策の柱 | 地域公共交通の 導入 DX/GX/共創 |
| スケシ゛ュール | 公共交通圏域外における公共ライドシェア(交通空白地有償運送)等 |
| | の検討、関係者調整・実施(令和7年度~) |

地域公共交通を 増やす

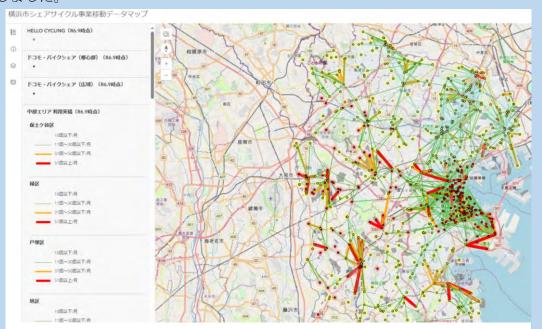
施策2 新たな地域公共交通の導入

ク シェアサイクル事業の推進

| 実施主体 | 横浜市(道路局)、シェアサイクル事業者 |
|---------|---------------------------------|
| 内容 | 「移動の利便性向上」「都市の活性化」「脱炭素社会の形成」、 |
| | 「交通安全の推進」の4つを事業目的として、令和7年度から全市一 |
| | 体でのシェアサイクル事業を推進します。 |
| | 利用ニーズの高い横浜都心や駅周辺のポートの整備と合わせて、公 |
| | 共交通圏域外にもサイクルポートの整備を推進していきます。 |
| 対象 | 市内全域 |
| 施策の柱 | 地域公共交通の 利用・外出促進 DX/GX/共創 |
| | 導入 |
| スケシ゛ュール | ・市内全域でのシェアサイクル事業の実施(令和7~11年度※) |
| | ※最大で令和16年度まで事業延長可能 |

≪コラム≫シェアサイクル事業における移動データの分析・公表について

シェアサイクルの移動データの分析結果から、都心部や鉄道駅周辺の回遊に加え、駅・バス停から一定程度離れている地域における利用、公共交通網の路線間の移動、公共交通の営業時間終了後の移動等の実績が確認でき、シェアサイクルが公共交通の機能を補完する役割を担う移動手段であることがわかりました。また、シェアサイクル事業者から提供を受けた移動データを可視化し、Web地図上での一般公開も全国で初めて実施しました。



Map data © OpenStreetMap contributors, Microsoft, Facebook, Inc. and its affiliates, Esri Community Maps contributors, Map layer by Esri

シェアサイクル事業移動データマップ

地域公共交通を積極的に 使う 施策3 利用促進・外出促進

ケ 地域の方々を対象としたモビリティマネジメントの実施

| 実施主体 | 地域住民、交通事業者、横浜市(都市整備局)、企業・団体等 |
|---------|-----------------------------------|
| 内容 | ・地域の将来を担う、市内の小学生を主な対象に、公共交通の利用な |
| | ど身近な交通・移動の視点から社会課題(環境・福祉など)を考え |
| | る、モビリティマネジメント出前授業を実施します。加えて、住ん |
| | でいる地域の交通課題を知ってもらうとともに、子どもの発信力に |
| | より、家庭や地域住民へ広く情報の伝達を促します。 |
| | ・また、自治会町内会や企業等の様々な地域関係者に対し、地域課題 |
| | や地域交通の運行状況等についての情報発信を積極的に行い、行動 |
| | 変容を促します。あわせて、情報が人のつながりの中で伝わり、共 |
| | 感を介して広がっていくことを促すため、地域の生活者の視点で日 |
| | 常的に支援を行っている社会福祉法人など、地域の関係者との連携 |
| | を強めていきます。 |
| | モビリティマネジメント出前授業の様子 |
| 対象 | 市内全域の小学校、地域等 |
| 施策の柱 | がスネットワーク 維持 ・対出促進 DX/GX/共創 |
| スケシ゛ュール | ・出前授業等モビリティマネジメントの取組拡充(令和7年度~) |
| | ・出前授業参加者数の公表(令和7年度~) |

地域公共交通を積極的に 使う 施策3 利用促進・外出促進

コ あらゆる世代の外出促進(高齢者・子育て世代等)

| 実施主体 | 交通事業者、横浜市(健康福祉局、こども青少年局、都市整備局)、 |
|---------|--|
| | 企業・団体等 |
| 内容 | ・高齢者、障害者等の外出促進を目的に、敬老パス、福祉パス、特別 |
| | 乗車券を地域公共交通にも適用します。 |
| | ・子育て世代をはじめ多世代の移動に関する課題把握や目的施設と移 |
| | 動サービスとの連携強化など、移動サービスの利便性向上に向け支 |
| | 援策を検討します。 |
| 対象 | 市内全域 |
| 施策の柱 | がスネットワーク 維持 ・対用・外出促進 DX/GX/共創 |
| スケシ゛ュール | ・敬老パス、福祉パス、特別乗車券の地域交通への適用(令和7年10 |
| | 月~)、適用後の効果検証(令和7~11年度) |
| | ・生活サービスと連携した誰もが使いやすい交通サービスの利便性の |
| | 向上(令和7年度~) |

地域公共交通を積極的に 使う 施策3 利用促進・外出促進

サ バリアフリー対応車両の導入及び周知啓発

| 実施主体 | 交通事業者、横浜市(健康福祉局、都市整備局) |
|---------|-----------------------------------|
| 内容 | ・車いすのまま乗車が可能なほか、高齢者や妊婦、車いす利用者、障 |
| | 害者等の誰もが利用しやすいノンステップバスやユニバーサルデザ |
| | インタクシーなど、バリアフリー対応車両の導入を推進し、誰もが |
| | 安心して外出できる社会を目指します。 |
| | ・ご自身の車いすのままでユニバーサルデザイタクシーに乗車するこ |
| | とや、障害のある方が付き添いなしでタクシーを利用することな |
| | ど、安心してタクシーを利用できるよう、乗車体験会の実施などの |
| | 周知啓発を進めます。 |
| | |
| | ユニバーサルデザインタクシー |
| 対象 | 市内全域 |
| 施策の柱 | 地域公共交通の |
| スケシ゛ュール | ・ノンステップバスの導入(継続) |
| | ▶目標 市内導入率80%以上(令和7年度) |
| | (高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業) |
| | ・ユニバーサルデザインタクシーの導入(継続) |
| | ➤ <u>目標 市内を運行する全車両の25%</u> |
| | <u>(タクシー事業者福祉車両導入促進事業(UDタクシー)</u> |
| | ・ユニバーサルデザインタクシー乗車体験会の開催(継続) |
| | <u>▶目標 2回/年(令和7年度~)</u> |

シ 新たな交通サービスの創出

| 実施主体 | 企業・団体等、交通事業者、横浜市(経済局、都市整備局、道路局) |
|---------|---------------------------------|
| 内容 | ・歩行支援型の低速のパーソナルモビリティやグリーンスローモビリ |
| | ティなど新たなモビリティツールを活用し、地域内の回遊性向上や |
| | 賑わい活性などまちづくりと連携した実証実験などを支援し、実現 |
| | 可能性を検討します。 |
| | ・バスやタクシーなど、公共交通の利便性向上や運転手不足の解消等 |
| | に向け、自動運転技術を活用した実証実験を支援します。 |
| 対象 | 市内全域 |
| 施策の柱 | パスネットワーク 地域公共交通の DX/GX/共創 |
| | 維持導入 |
| スケシ゛ュール | ・新たなモビリティツールや自動運転技術を活用した実現可能性の検 |
| | 討(令和7年度~) |

ス 移動実態データ等を活用した移動需要の把握と共有

| 実施主体 | 交通事業者、企業・団体等、横浜市(都市整備局)、地域住民 | | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|--|--|
| 内容 | バスや新たな地域公共交通の運行にあたり、民間事業者と連携して | | | | | | |
| | 利用実態データを取得できる環境を構築し、関係者間で共有して交通 | | | | | | |
| | サービスの改善や利用促進につなげます。 | | | | | | |
| 対象 | 市内全域 | | | | | | |
| 施策の柱 | がスネットワーク 維持 地域公共交通の 導入 DX/GX/共創 | | | | | | |
| スケシ゛ュール | ・運行地区における利用実績の公表(継続) | | | | | | |
| | ・交通事業者とのデータ共有、活用(継続) | | | | | | |
| | ・民間事業者のノウハウを活用した新たな移動・生活実態データの取 | | | | | | |
| | 得・共有(令和7年度~) | | | | | | |

セ 公共交通のEV化・FCV化、インフラ整備の推進

| 実施主体 | 交通事業者、企業・団体等、横浜市(脱炭素・GREEN×EXPO推進局) | | | | | | |
|---------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 内容 | 一般的にマイカーに比べて稼働率が高い事業者車両(バス・タクシ | | | | | | |
| | 一等)において、環境配慮型車両(EV化・FCV化)及びEV充電ステーシ | | | | | | |
| | ョン・水素ステーションの設置を、地域公共交通特定事業(道路運送 | | | | | | |
| | 高度化事業等)も活用し進めます。 | | | | | | |
| | 公道EV充電ステーション(中区新港中央広場) | | | | | | |
| 対象 | 市内全域 | | | | | | |
| 施策の柱 | がスネットワーク 維持 導入 DX/GX/共創 | | | | | | |
| スケシ゛ュール | ・EV急速充電器の設置(令和6年度~継続) | | | | | | |
| | ▶目標 令和12 (2030) 年までに市内に400口設置 | | | | | | |

ソ 共創の取組の推進(社会的課題の解決に向けた企業提案募集)

| 実施主体 | 企業・団体等、交通事業者、横浜市(都市整備局、政策経営局、経済 |
|---------|--|
| | 局) |
| 内容 | 地域や施設との連携による利用促進、魅力向上や技術開発による更 |
| | なる利便性の向上など、民間企業との連携・共創により社会的課題の |
| | 解決をより促すため、企業提案を募集し、地域交通の取組に積極的に |
| | 取り入れます。 |
| 対象 | 市内全域 |
| 施策の柱 | がスネットワーク 維持 ・地域公共交通の 導入 ・利用・外出促進 DX/GX/共創 |
| スケシ゛ュール | ・企業連携窓口の設置による提案の募集〜実施(令和7年度〜) |

第6章 指標の設定

計画期間である5年後の令和11 (2029) 年度に向けて、横浜市全体の地域公共交通の評価指標と目標値を設定し取組を進めるとともに、各地域単位での「地域の診断の要素」を設けて継続的に取組の効果等を検証するなど、計画として総合評価を行っていきます。

(1)目標(横浜市全体の評価指標)

バスネットワーク維持や新たな地域公共交通の導入による公共交通圏域の維持・拡大、これに伴う市民の外出促進、マイカーから地域公共交通への利用転換など、持続可能な地域公共交通の実現に向けて、市全体の目標を定め、施策・取組を推進します(表6-1)。

表6-1 横浜市全体の評価指標・目標値

| 評価指標 | ねらい | 数値目標 | 分野 |
|------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------|
| 駅まで 15 分 達成人口 割合 | 朝夕の通勤通学需要に対応できているか →通勤・通学需要など速達性・利便性の確保 | <現状値> 92.3% <目標値> <u>維持</u> | |
| 導入及び 維持した 路線数 | ・日中のお出かけ時間帯の需要に対応できているか →生活に基本的に必要なアクセス性の確保 ・バスネットワークの維持とともに、交通が不 便な地域へ地域公共交通を導入し、市域全体 で地域公共交通の充実を図れているか | <現状値> 33 路線 <目標値> 84 路線 | ・定住促進 ・商業 |
| 新たな 支援地区数 | ・公共交通圏域外において、 地域の取組意向 や潜在的な移動ニーズなど、 <u>導入の必要性を</u> 確認できているか ・運行状況に応じ支援に取り組めているか | <目標値> 50 地区程度 | |
| バス運転士数 の充足率 | <u>路線バスの維持に必要な運転士数が確保されているか</u> | <現状値> 集計中 <目標値> 100% | |
| 外出が 増加した 地区数 | 地域公共交通の導入により <u>市民の外出を促せているか</u> →外出促進、健康増進、地域交流の創出等 | <目標値> 50 地区程度 | ・医療福祉 ・商業 ・地域コミュニティ |
| 利用促進に 関する 取組件数 | 地域公共交通への支援を通じて、関係者間で理解を深め、 <u>取組の裾野が広がっているか</u> ※現状値は現行中期計画の数値 | <現状値> 52 件/年 <目標値> <u>増加</u> | ・教育 ・福祉 ・地域コミュニティ |
| 公共交通 分担率 | マイカー利用から地域公共交通利用(自転車含む)への転換を促せているか →Co2 削減、交通事故減少、最寄駅周辺の活性化 (把握方法:パーソントリップ調査(令和 10 (2028)年度実施、令和 11 (2029)年度公表見込み)を用いて評価を想定) | <現状値> 50.2% <目標値> <u>増加</u> | ・環境 ・交通安全 ・商業 |

(2) 地域の診断の要素(各地域単位での評価指標)

地域公共交通の取組前後における目的地までのアクセス性の変化や利用状況の変化など、地域ごとに異なる多様な実態を関係者とともに捉えながら、地域の現状を診断し、その地域に適した施策を推進していく必要があるため、各地域における診断の要素を設定し、原則として毎年、継続的に評価を行います。

その中で、健康増進や地域交流の創出など波及効果も含めて検証し、取組の有効性についても評価を行います(表 6-2)。

表6-2 地域の診断の要素

| 段 | 階 | 実施時期 | 項目(例) | 診断方法 (例) | 把握方法 |
|-------|------|-----------------------------|--|--------------------|----------------------|
| 取 組 前 | 現状診断 | _ | アクセス性 ・物理的な負荷(駅800m・バス停300m圏域など) ・時間的な負荷(最寄駅まで15分圏域、生活利 便施設まで30分圏域など) ・金銭的な負荷(最寄駅までのタクシー運賃な ど) | 〇分 | |
| | | | 地域特性 ・人口構成(年少、生産年齢、高齢者人口) ・標高差 ・道路情報(幅員、勾配等) ・周辺の公共交通の情報 | 0% | 統計 データ等 から算出 |
| | | | 生活実態 ・波及効果で捉える事項の現状把握 | | |
| 取組 | 直接 | 原則 年 1 回 | 運行によるアクセス性の変化 ・物理、時間、金銭的な負荷の変化 | O分 →O分 | |
| 後 | 効果 | (運行改 善に関わ る内容の ため) | 公共交通圏域の拡大割合 | 0% | |
| | | | 運行本数 | 〇本/h | |
| | | | 利用状況(利用者数、利用傾向、頻度等) | 〇人/日等 | 利用状況 データ等 から算出 |
| | | | 運行収支(運賃収入、運行経費、補助金交付額等) | 〇円/年 | |
| | | | その他、地域固有の指標 例:商業施設等の来場者数、地域イベント参加者数 | - | |
| | 波及効果 | 及 3年目 5年目 | 外出頻度の変化 ・外出頻度(義務的なものでなく娯楽的な) ・外出意欲 | 増加した 人の割合 〇% | |
| | | | 人との関わりの変化 ・家族、友人との交流 ・地域活動への参加 ・社会活動 | | 主に アンケー ト調査に |
| | | | ウェルビーイング ・健康状態の変化 ・生活満足度の変化 | | より把握 |
| | | | マイカーの利用頻度の変化 | | |
| | | | 高齢者の免許返納割合の変化 | 0%→0% | |

第7章 国庫補助事業の活用

(1) 考え方

地域公共交通の充実に向けては、本市の各種支援制度に加え、国庫補助事業(図 7 - 1) を有効活用するなど、関係者で連携して取組を進めていきます。



図7-1 リ・デザイン関係予算一覧

・バス・タクシー・鉄道等のDX・GX投資に対する出融資

資料) 国土交通省資料

(2)活用の方向性

・バス停留所や鉄道施設等の施設・設備に対する支援

・鉄道・バスに係るEV車両等の先進的な車両導入・改良を支援

鱼車両導入支援事業

(令和6年度:6億円)

生活交通バス路線維持制度により運行を維持している生活交通バス路線(図7-2)や、新たな地域交通サポート事業(仮称)により導入した新たな地域公共交通(図7-3)のうち、国の指定する交通不便地域の解消に資する路線であり、かつ、地域や事業者等の運営努力だけでは維持が難しい路線については、必要に応じて、地域公共交通確保維持改善事業の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用し運行を維持・確保します。

また、民間企業による交通DX・GX・共創の取組(自動運転、MaaS等)や交通事業者による公共交通のバリアフリー整備等においても国庫補助事業を活用し、取組を推進します。

横浜市生活交通バス路線

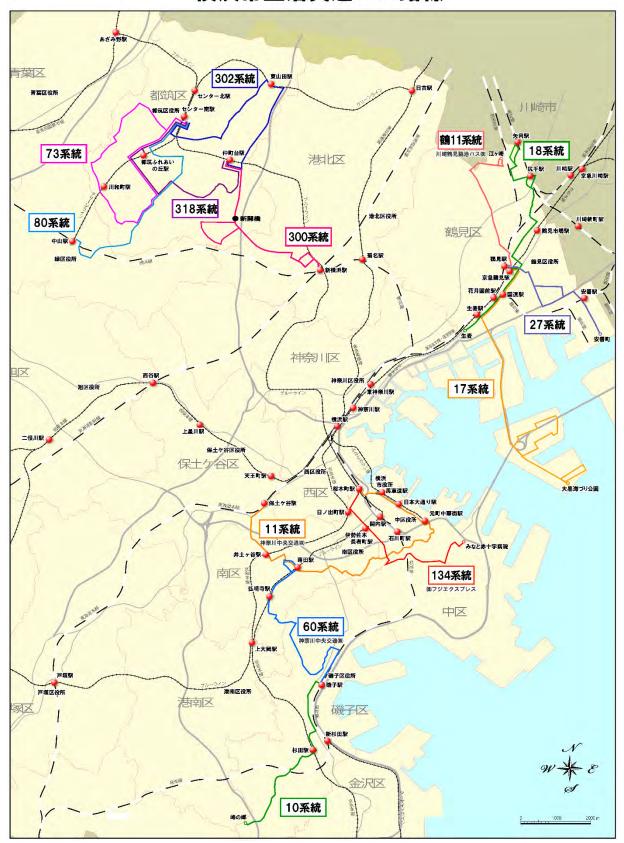


図7-2 生活交通バス路線図

資料) 横浜市作成

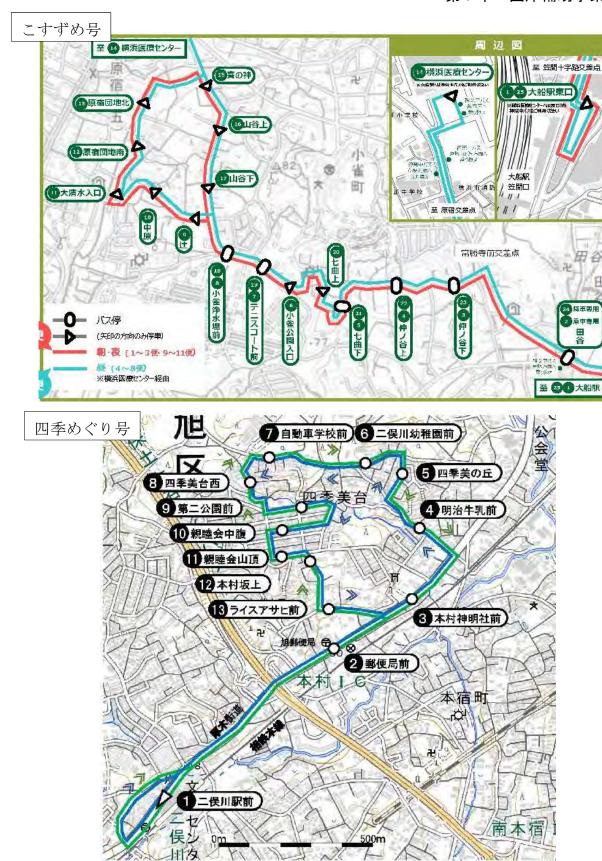


図7-3 新たな地域公共交通 (乗合タクシー) の例

資料) 横浜市作成

第7章 国庫補助事業の活用

第8章 推進体制

本市の目指す姿の実現に向けた取組を着実に推進するため、地域住民、交通事業者、横浜市といった関係者が、それぞれの役割のもと連携して地域公共交通を支えていきます(図 8 -1)。さらに、様々なノウハウ、知見、技術を有する企業や地域に身近な団体等の参画を促し、その実現性、持続性を高めていきます。

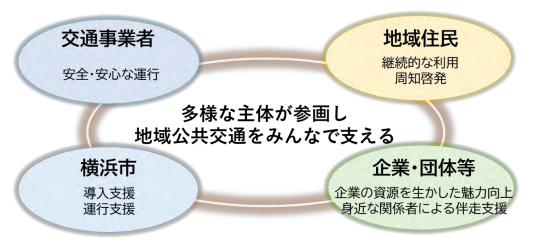


図8-1 連携体制イメージ

資料) 横浜市作成

また、地域住民・交通事業者・行政・学識経験者といった関係者で構成される「横浜市地域公共交通活性化協議会」を毎年度開催し、継続して本計画に位置づけられた取組の報告や意見交換を行えるよう、運営していきます(図8-2)。

計画の指標に基づき、毎年度各取組の進捗管理・評価検証を行いながら、計画期間の5年目を目途に取組全体の総合評価を行い、計画の見直しについて検討を進めていきます。

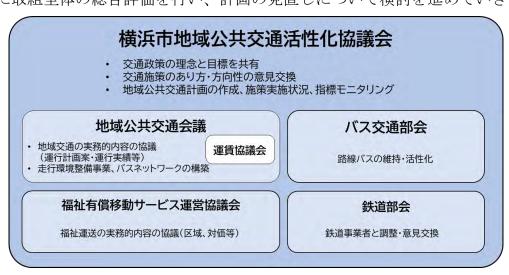


図8-2 協議会の体制図

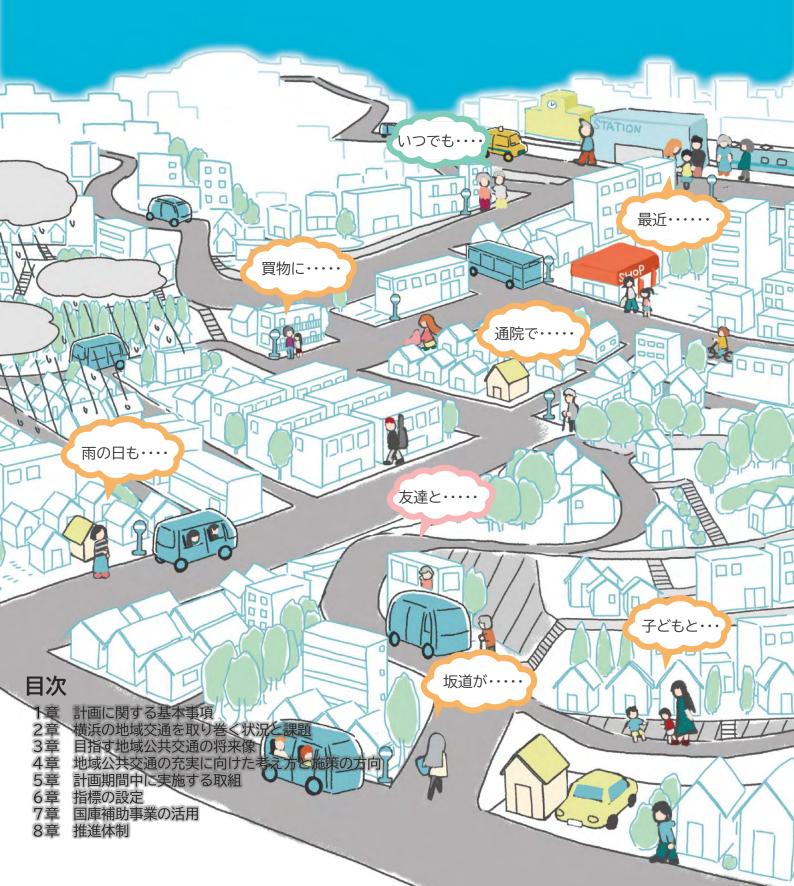
資料) 横浜市作成

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

横浜市地域公共交通計画【素案】 令和6(2024)年12月 横浜市都市整備局都市交通課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 TEL:045-671-2021 FAX:045-663-3415

横浜市地域公共交通計画(素案) 概要版

~市民の皆さまのご意見を募集します~



1章 計画に関する基本事項

背景・趣旨

【背景(一例)】

- ・ 運転士の労働時間の上限規制(いわゆる2024年問題)
- 幅広い世代のライフスタイルや働き方の変化
- 高齢化などによる運転免許証返納の増加

【公共交通が直面する課題】

- 運転士不足の深刻化
- 利用者の減少
- 社会情勢の変化に応じた交通サービスの提供

市域全体で地域に適した交通サービスの充実を図るため、「横浜市地域公共交通計画」を策定

地域福祉保健計画

計画の区域

横浜市全域

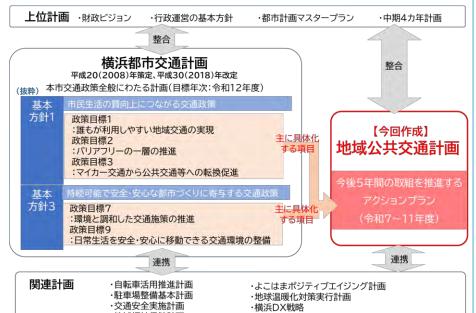
計画の期間

5年間

[令和7(2025)~令和11(2029)年度]

計画の位置づけ

- 本計画は「地域公共交通の活性化及び 再生に関する法律」に基づく法定計画
- ・ 交通政策全般にわたる「横浜都市交通 計画」のうち、地域交通の取組を推進す るアクションプランとして作成・運用



2章 横浜の地域交通を取り巻く状況と課題

状況と課題

<人口減少と高齢化>

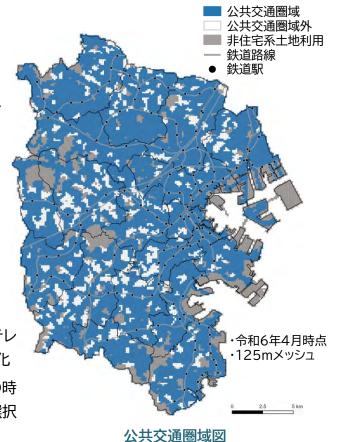
- 令和4(2022)年1月に対前年同月比で人口が減少(戦後初)
- 65歳以上の割合は2045年頃まで増加が続く見込みであり、 単独高齢世帯の増による社会的孤立のリスクも高まっている
- また、障害者手帳所持者の人口割合も増加傾向

<地理的な特性>

- 公共交通圏域(勾配を考慮した道路距離で駅から800m、 バス停から300m)を見ると、郊外部を中心に圏域外が点在
- 駅やバス停まで坂道のある住宅地が多く、高齢化に伴い、 徒歩による負担が大きい市民が増加していると考えられる

<生活様式の変化>

- ライフスタイルや働き方の変化による移動ニーズの変化、テレワーク、通信販売利用の増加等による住環境へのニーズの変化
- 高齢者の日中の外出や子どもの習い事への送迎など、移動の時間帯や距離、頻度等に応じて、マイカー以外にも移動手段を選択できる環境へのニーズが高まっている



・バリアフリー基本構想

2章 横浜の地域交通を取り巻く状況と課題

状況と課題

バス

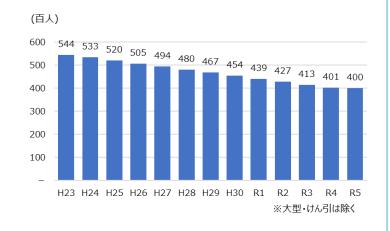
- 長距離路線、鉄道と並行する路線、赤字路線が多く、 必ずしも効率的なサービスとなっていない状況
- 利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより大きく減少、現在も以前の水準には戻っていない・
- いわゆる「2024年問題」による運転士不足で減便や 最終バスの繰り上げを実施せざるを得ない状況



県内の乗合バス運転士数・総走行キロ

タクシー

- 路線バス同様、運転士不足など厳しい経営環境に置かれており、利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少
- 感染症収束後の需要増加に対応できないエリア・時間 帯が存在し、運転士採用や、日本版ライドシェアの導入 等に各事業者が取り組んでいる



市内の二種免許保有者数(タクシー等)

これまでの取組の振り返り

- 生活に必要なバス路線の維持(生活交通バス路線維持制度)や、地域交通の導入(地域交通サポート事業)等を支援
 - → 近年、地域交通サポート事業では地域交通の導入に至ることのできない、又は継続が困難なケースが増加
- 敬老特別乗車証(敬老パス)や福祉特別乗車券(福祉パス)等の交付により高齢者や障害者等の外出を支援
 - → これまで導入した地域交通は、運行する交通事業者によって敬老パス等が利用できない場合がある

今後予想される影響

- 公共交通は、日常生活に必要不可欠であると 共に、外出を促し、健康増進やまちの価値向上 など多面的な効果を生み出し得る重要な社会 基盤である
- 一方、厳しい社会情勢の変化の中、公共交通 サービスの水準を維持することが困難な地域 が発生し、市民の多様な移動ニーズへの対応が ますます難しくなることが想定される
- サービスの水準低下により、地域住民の外出に 対する抵抗感が増加し、外出機会の減少やマイ カーへの依存の高まりにより、様々な分野に悪 影響が生じると考えられる

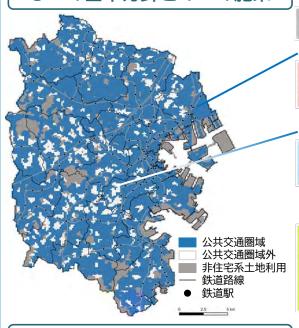
| 変化 | 想定される負の影響(イメージ) | | | |
|--------------|-----------------|-----------------------------|--|--|
| | 医療·福祉 | 健康状態の悪化 (フレイルリスクの増加) | | |
| | 商業 | 消費の低迷 まちのにぎわいの低下 | | |
| 外出機会・ | 交通安全 | 交通事故の増加 | | |
| 意欲の減少マイカー依存・ | 教育 | 学習・体験機会の減少、 学力の低下 | | |
| 免許返納者の 減少 | 定住促進 | 生活満足度の低下、 人口の流出 | | |
| | 環境 | 二酸化炭素排出量の増加 | | |
| | 地域 コミュニティ | 友人・地域との交流の減少、 コミュニティの希薄化 | | |
| | 財政 | 医療・介護等財政状況の悪化 | | |

3章 目指す地域公共交通の将来像

目指す地域公共交通の姿

地域住民、交通事業者、企業・団体等、行政の連携により 市域全体で地域公共交通を充実させ、 誰もがいきいきと安心して暮らせる街を実現する

3つの基本方針と4つの施策



基本方針

施策

青色(公共交通圏域)を守る

地域公共交通を守る

施策1 バスネットワーク維持

自@(公共交通圏域外)を青色 に変える

地域公共交通を増やす 施策2 新たな地域公共交通の導入

持続性を高める

地域公共交通を

積極的に 使う

施策3 利用促進・外出促進

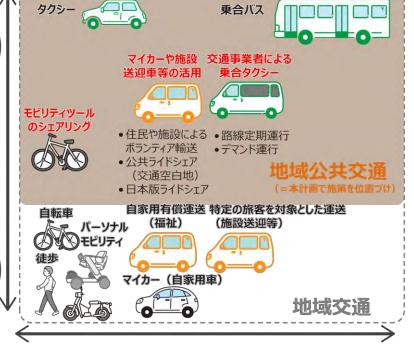
施策4 交通DX・GX・共創の推進

地域交通・地域公共交通の定義



特定

利用が限定される



地域公共交通

▶本計画で施策を位置づける対象

地域交通のうち、地域で常に提供され、 不特定多数の誰もが安全・安心に利用 できる交通サービス

※徒歩や個人所有の移動手段(自転車、マイカー 等)、企業や病院等の個別送迎、福祉有償運送 など特定の者や目的による移動手段を除く

地域交通

買物や通勤・通学、通院等の日常生活 圏を移動するための交通全般

乗車人数が少ない

乗車人数が多い



交通事業者による交通サービス (緑ナンバー)

赤文字

新たな地域公共交通 (交通サービスの新たな使い方)



自家用自動車による交通サービス (白ナンバー)

4章 地域公共交通の充実に向けた考え方と施策の方向

施策1 バスネットワーク維持

【考え方】

- 鉄道駅を中心としたバスネットワークを維持することが必要
- 行政とバス事業者の連携を一層強化し、効果的・効率的なバスネットワークの再編を進めることが重要
- バス事業者の経営状況の悪化や運転士不足の深刻化をふまえた行政支援も必要

【施策の方向】

- 本数の多い路線への連節バス導入による運行効率化、他路線への経営資源(運転士等)の再配分による路線維持
- 路線の再編、短絡化等に必要となる環境整備(乗継拠点、折り返し施設等)への支援、データに基づく分析評価
- 運転士確保や維持が必要な路線に対する補助金交付(生活交通バス路線維持制度)等の支援

施策2 新たな地域公共交通の導入

【考え方】

- 公共交通圏域外を中心に、自宅と最寄駅やバス停等をつなぐ地域に身近な地域公共交通を充実させ、高齢者や子育て世代等、あらゆる世代の外出を促していくことが重要
- 乗合タクシーをはじめ、マイカーや施設送迎車の活用、シェアサイクルなど選択肢を広げることが必要
- 住民や企業・団体等の地域貢献によるボランティア輸送も、公共交通で賄いきれない需要に対し重要な選択肢

【施策の方向】

プッシュ型

- 新たな地域交通サポート事業(仮称)の運用(行政主導のプッシュ型支援~地域に適した運行、必要な補助金等)
- シェアサイクル事業の展開による更なる利便性向上、安全な利用環境の推進
- 自家用車を活用した交通サービス導入に必要な運転士の確保支援

支援開始

意向

行政主導による把握・検討支援

実態

改善支援·補助金

補助金

施策3 利用促進・外出促進

【考え方】

- 地域公共交通は多くの方々に利用いただくことが不可欠であり、積極的に利用する意識の醸成が重要
- 外出を促すことで人々の健康維持やまちの活性化、脱炭素化等、多面的な効果を及ぼす

【施策の方向】

● モビリティマネジメントの一層の推進(「知って」「乗って」「楽しんで」がキーワード)

「知 っ て」:様々なツール・媒体(動画・デジタルサイネージ)や機会(地域イベント)を活用した情報発信

「乗 っ て」: 高齢者・子育て世代等のニーズに応じた利用促進策、誰もが利用しやすい車両導入・周知啓発

「楽しんで」:地域イベントとのタイアップや生活サービスとの連携による外出の目的づくりや魅力向上

施策4 交通DX・GX・共創の推進

【考え方】

- (DX) 自動運転等の技術革新を踏まえた効率的な対応・利便性向上、交通データ蓄積によるサービス改善が重要
- (GX) 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進が重要
- (共創)交通課題の解決やまちの活性化の推進力を高めるため、民間企業など多様な主体の参画を促すことが重要

【施策の方向】

- (DX) 新技術の積極的な活用による利用データ取得・活用、多様な支払い方法の導入、生活利便施設等との連携
- (GX) 環境配慮型車両(EV(電気自動車)・FCV(燃料電池自動車)) 及び 充電施設の導入推進
- (共創)地域交通課題の解決に資する企業の提案募集や取組への支援の実施

5章 計画期間中に実施する取組

| 基本方針 | 施策 | 取組 |
|-------------------|--------------|---------------------------------|
| | 施策1 | ア バス路線の再編・効率化 |
| 地域公共交通を | バス | イ 生活交通バス路線の維持 |
| 守る | ネットワーク | ウ バス運転士の確保策の推進 |
| | 維持 | エ 市西部地域における交通ネットワークの構築 |
| | 施策2 | オ 新たな地域交通サポート事業(仮称)による導入支援 |
| 地域公共交通を | を 新たな 地域公共交通 | カ マイカーや施設送迎車等を活用した交通サービスの担い手支援 |
| 増やす | | キ 公共ライドシェア(交通空白地)、日本版ライドシェア等の活用 |
| | の導入 | ク シェアサイクル事業の推進 |
| | 施策3 | ケ 地域の方々を対象としたモビリティマネジメントの実施 |
| | 7 I III ICC | コ あらゆる世代の外出促進(高齢者、子育て世代等) |
| 地域公共交通を | | サ バリアフリー対応車両の導入及び周知啓発 |
| 積極的に 使う | | シ 新たな交通サービスの創出 |
| (天) | | ス 移動実態データ等を活用した移動需要の把握と共有 |
| | | セ 公共交通のEV・FCV化、インフラ整備の推進 |
| | | ソ 共創の取組の推進(社会的課題の解決に向けた企業提案募集) |

7章 国庫補助事業の活用

考え方

本市の各種支援制度に加えて、国庫補助事業も有効活用し、関係者で連携し取組を推進

活用の方向性

- ・「生活交通バス路線維持制度」や「新たな地域 交通サポート事業(仮称)」により維持・導入し た地域公共交通のうち、国の指定する交通不 便地域の解消に資する路線、かつ、地域や事 業者等の運営努力だけでは維持が難しい路線 に対する補助
- 民間企業と連携した、交通DX・GX・共創(自動運転、MaaS等)の新たな取組
- 公共交通におけるバリアフリー整備
- 公共交通のDX・GX投資に対する出資・融資

8章 推進体制

推進体制

本市の目指す姿の実現に向けた取組を着実に推進するため、 地域住民、交通事業者、行政といった関係者が、それぞれの 役割のもと連携して地域公共交通を支えていきます。

加えて、様々なノウハウ、知見、技術を有する地域企業等の参画を促し、実現性、持続性を高めていきます。

交通事業者

安全・安心な運行

地域住民

継続的な利用 周知啓発

多様な主体が参画し 地域公共交通をみんなで支える

行政

導入支援運行支援

企業·団体等

企業の資源を生かした魅力向上 身近な関係者による伴走支援

連携体制イメージ

6章 指標の設定

| | 爿 | 也区毎の評価 | | | |
|-------------------|--|---------------|--------|--|--|
| 評価指標 | 本市のねらい | 数値 | 地区ごとに、 | | |
| 駅まで15分 達成人口割合 | 朝夕の通勤通学需要に対応できているか→ 通勤・通学需要など速達性・利便性の確保 | 92.3% →維持 | | 取組の有効性に ついて評価を行う。 | |
| 導入及び維持 した路線数 | 日中のお出かけ時間帯の需要に対応できているか → 生活に基本的に必要なアクセス性の確保 バスネットワーク維持とともに、交通が不便な地域へ地域公共 交通を導入し、市域での充実を図れているか | 33路線 →84路線 | 段階 | 診断の要素 | |
| プッシュ 地区数 | 公共交通圏域外において、地域の取組意向や潜在的な移動 ニーズなど、導入の必要性を確認できているか運行状況に応じ支援に取り組めているか | 50地区程度(目標) | 直接効果 | アクセス性運行本数利用者数市補助額 | |
| 運転士数 充足率 | ・ 路線バス維持に必要な運転士数が確保されているか | 100% (目標) | 木 | 等 | |
| 外出が増加 した地区数 | 地域公共交通導入により市民の外出が促せているか → 外出促進、健康増進、地域交流の創出等 | 50地区程度(目標) | 波 | • 外出頻度 | |
| 利用促進に関す る取組件数 | ・ 地域公共交通への支援を通じて、地域公共交通への 理解を深め、 <u>取組の裾野が広がっているか</u> | 52件/年 →増加 | 及効果 | 地域交流健康増進生活満足度 | |
| 利用転換 (公共交通分担率) | • マイカー利用から地域公共交通利用(自転車含む)へ の転換を促せているか(把握:パーソントリップ調査) | 50.2% →増加 | | 等 | |

横浜市地域公共交通活性化協議会

本計画に位置づけられた取組の進捗管理・評価検証を 行うため、地域住民・交通事業者・行政・学識経験者と いった関係者で構成される「横浜市地域公共交通活性化 協議会」において意見交換を行います。

横浜市地域公共交通活性化協議会

- 交通政策の理念と目標を共有
- 交通施策のあり方・方向性の意見交換
- 地域公共交通計画の作成、施策実施状況、指標モニタ

地域公共交通会議

運賃協議会

- 地域交通の実務的内容の協議
- (運行計画案・運行実績等) 走行環境整備事業、バスネットワークの構築

バス交通部会

路線バスの維持・活性化

鉄道部会

鉄道事業者と調整・意見交換

福祉有償移動サービス運営協議会

福祉運送の実務的内容の協議(区域、対価等)

料金受取人払郵便

横浜港局 承 認 1515

差出有効期間 令和7年1月 31日まで (切手不要) 郵便はがき

231 - 8790

0 0 5

(受取人)

横浜市中区本町6-50-10 市庁舎29階

横浜市都市整備局都市交通課

地域公共交通計画担当 行

իլինիՍինիՍիսիիիսիսիսիկնանանանանանանանանու

■ 該当する項目にチェック、記入をお願いします。

| 【住 所】 | 横浜市 横浜市外 | 区 | ⊞Ţ • ¯ | 丁目 |
|-------|-----------------|---|----------------|----|
| 【年代】 | ~10 歳代 30 歳代 | | 20 歳代 40 歳代 | |
| | 50 歳代 | | 60 歳代 | |
| | 70 歳代 | | 80 歳代~ | |

※御記入いただいた内容については、意見募集の用途以外には使用いたしません。 また、個人情報あるいは個人が特定できるような情報は公表いたしません。

素案の市民意見募集 について

皆さまからのご意見を お待ちしております!

素案全文の閲覧方法

ホームページでの閲覧

URL,二次元コードからご確認いただけます。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kur ashi/machizukurikankyo/kotsu/toshikotsu/plan/ikenb



紙面での閲覧

市庁舎

- 市民情報センター(3階)
- 都市整備局都市交通課(29階)

各区役所

区政推進課

意見の提出方法

提出期間

oshu.html

令和6年12月23日(月) から 令和7年1月20日(月) まで

①インターネット 入力フォーム

次のURL、二次元コードから入力フォーム(横浜市電子申請・届出システム)へ アクセスいただき、ご提出ください。

推奨

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/ procedures/apply/691677eb-8cf0-4a92-9a1a-12182153edc6/start



今回

2はがき

下のはがきを切り取ってご利用ください【切手不要、当日消印有効】

③ 電子メール

tb-traffic@city.yokohama.lg.jp

4 FAX

045-663-3415

「住所(町丁目まで)」「年齢(〇〇代)」「素案へのご意 見である旨」を明記の上、ご提出ください。

今後のスケジュール(予定)

横浜市地域公共交通計画素案についてのご意見

↓はがき表面にも記入お願いします。

① ご意見の内容で当てはまるものに ✓ を入れてください

(複数選択可) □ 4 章 □ 計画全体 □ 1章 □ 2章 □ 3章 □ その他 □ 5章 □ 6章 □ 7章 □ 8章 ② ご意見を御記入ください

地域公共交通計画の策定に向けた検討、 令和3年度~

※③、④の場合、意見書の指定様式はありませんが、

地域公共交通活性化協議会での議論

令和6年12月 素案策定、市民意見募集実施

令和7年5月頃 地域公共交通計画の策定

<参考:用語定義>

モビリティ

一人ひとりの移動を対象としつつ、それらが社会的 マネジメント にも個人的にも望ましい方向(過度にマイカーに頼 らず公共交通をかしこく使う)に自発的に変化する ことを促すコミュニケーション中心の交通施策。

2024年 問題

2024年4月から運転士の時間外労働の上限規制 等が適用され、労働時間が短くなることによる人手

不足等の問題。

DX

デジタルトランスフォーメーションの略。新たなデジ タル技術を用いて生産性の向上や新たな事業モデ

ルの創出などの実現を目指す社会システムの変革。

GΧ

グリーントランスフォーメーションの略。脱炭素社会 (二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの実質ゼ 口)の実現に向け必要な社会システムの変革。

共創

交通を地域のくらしと一体として捉え、地域公共交 通の維持・活性化を目的として複数の主体が連携し

て行う取組。

横浜市都市整備局都市交通課

令和6年12月作成

TFI: 045-671-2021 FAX: 045-663-3415 MAIL: tb-traffic@city.yokohama.lg.jp